

千葉市

事業所税の手引き

本市の税務行政につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるために昭和50年に創設された目的税で、指定都市等が提供する行政サービスとそこに所在する事業所等において行う企業活動との間に受益関係のあることに着目して、その活動の規模に応じて課税するしくみになっています。

また、事業所税は申告納付の制度をとっていますので、納税義務者となられる方は、自らその事業所等の内容を申告し、併せて税額を納付していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

この「事業所税申告の手引き」は、事業所税の課税のしくみと申告の方法について、そのあらましが説明してありますので、申告等の参考にしていただければ幸いです。

また、事業所税のより詳しい内容やご不明の点については、下記の事業所税担当者までお問い合わせください。

令和5年4月

問い合わせ先

〒264-8582 千葉市若葉区桜木北2丁目1番1号（若葉区役所内）
千葉市東部市税事務所 法人課法人班
電話 043-233-8142（直通）

千葉市事業所税の手引き、事業所税の申告書等につきましては、本市のウェブサイトよりダウンロードできます。申告等の際に、是非ご利用ください。

事業所税の手引き：

千葉市 事業所税

検索



<https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zeimu/tobushizei/hojin/jigyoushozei2.html>

申告書等：

千葉市 ダウンロード

検索



<https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zeimu/zeisei/shinzeisho.html#jigyosyo>

目 次

I	事業所税とは	- 1 -
1	意義	- 1 -
2	使途	- 1 -
3	課税区域	- 1 -
4	事業所税の概要	- 2 -
II	事業所税課税のしくみ	- 5 -
1	課税客体	- 5 -
2	納税義務者等	- 6 -
3	課税標準	- 7 -
4	税率	- 17 -
5	税額計算	- 17 -
6	免税点	- 18 -
7	非課税	- 21 -
8	課税標準の特例	- 31 -
9	減免	- 38 -
10	特殊関係者のみなし共同事業	- 42 -
11	申告納付期限	- 45 -
12	その他の申告	- 46 -
III	その他	- 47 -
1	決定・期限後の申告	- 47 -
2	修正申告・更正の請求・更正	- 47 -
3	加算金	- 47 -
4	延滞金	- 48 -
5	事業所税の税務調査	- 48 -
IV	事業所税申告書の記載例	- 49 -

I 事業所税とは

1 意義

事業所税は、人口・企業が集中している大都市の都市環境の整備に要する財政需要を賄うため、大都市における行政サービスと企業活動との受益関係に着目し、企業活動を一定の外形標準によってとらえて、大都市地域に所在する事務所等に対して課税するものです。

2 使途

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための**目的税**であり、次の事業のために使われます。

- ① 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- ② 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- ③ 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- ④ 河川その他の水路の整備事業
- ⑤ 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- ⑥ 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- ⑦ 公害防止に関する事業
- ⑧ 防災に関する事業
- ⑨ 都市計画法第 12 条第 1 項各号に掲げる事業
- ⑩ 市場、と畜場又は火葬場の整備事業
- ⑪ 一団地の住宅施設の整備事業
- ⑫ 流通業務団地の整備事業

3 課税区域

事業所税の課税団体は次の 77 団体です。(令和 5 年 4 月 1 日現在)

- ① 東京都（特別区の存する地域に限る）
- ② 政令指定都市（20 市）
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
- ③ ②以外の市で、首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市及び近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市（8 市）
川口市、武蔵野市、三鷹市、守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- ④ ②及び③以外の市で、人口 30 万以上の市で政令で指定するもの（48 市）
旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

4 事業所税の概要

詳細については、後述しますが、その概略については以下の通りです。

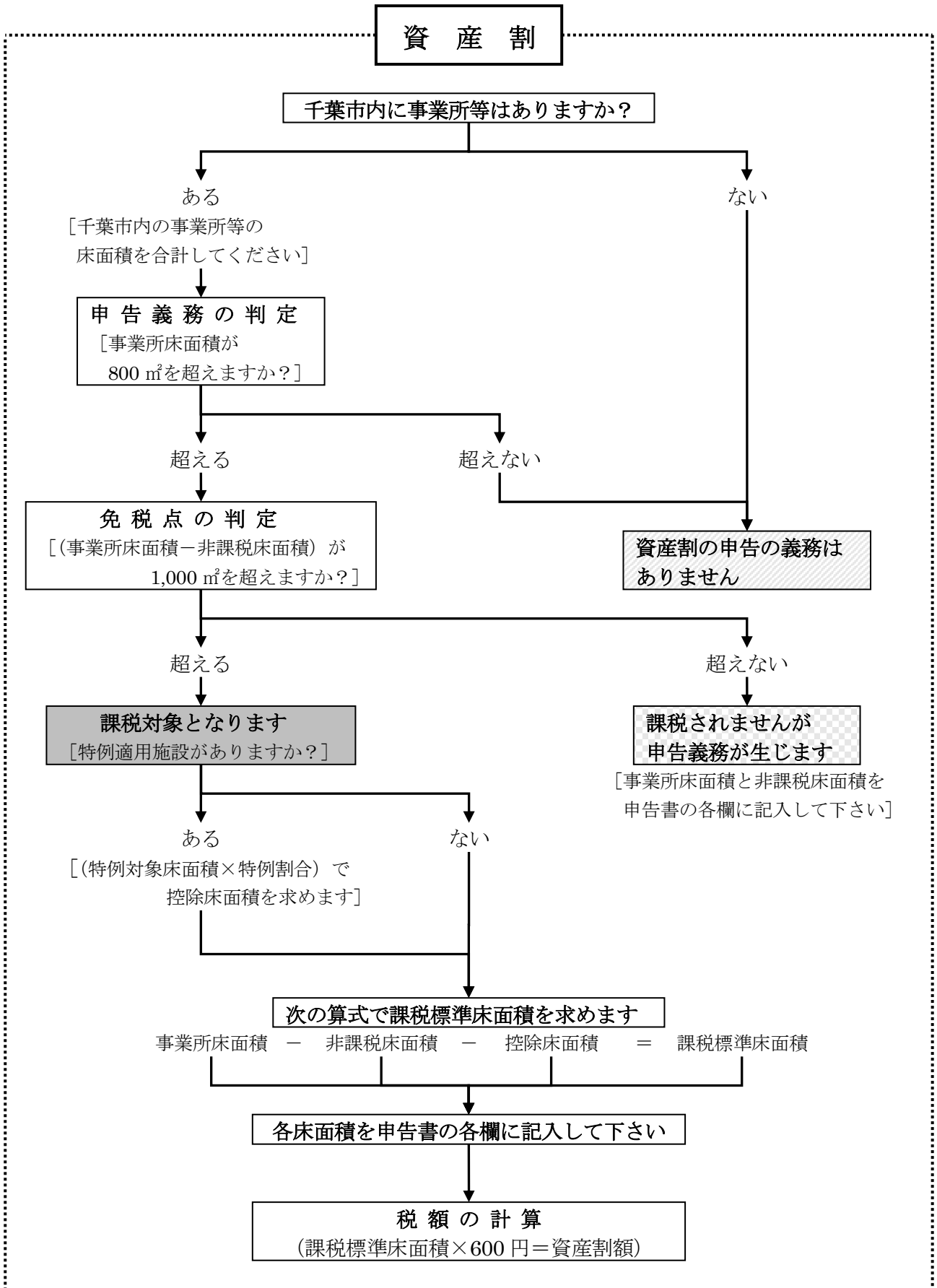
区 分	ページ	事 業 所 税 の 概 要	
		資 産 割	従 業 者 割
課税客体	5	事業所等において法人又は個人の行う事業	
納税義務者	6	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準の算定期間	7	法人 各事業年度 個人 1月1日～12月31日	
課税標準	7	算定期間の末日現在における事業所等の延べ床面積の合計（注1）	算定期間中に支払われた又は支払われるべき従業者給与総額
税率	17	事業所床面積1㎡につき600円	従業者給与総額の100分の0.25
免税点（注2）	18	千葉市に存する事業所等の延べ床面積の合計（非課税部分を除く）が1,000㎡以下	千葉市内の合計従業者数（非課税適用者を除く）が100人以下
非課税	21	人的及び用途による非課税	
課税標準の特例	31	人的及び用途による特例	
減免	38	千葉市市税条例及び施行規則の定めるところによる	
納付の方法	45	申告納付	
申告期限	45	法人 事業年度終了の日から2月以内 個人 翌年3月15日	
申告先	45	〒264-8582 千葉市若葉区桜木北2-1-1（若葉区役所内） 千葉市東部市税事務所法人課 事業所税担当 電話 043-233-8142	

（注1） 算定期間中に廃止された事業所等も、月割計算により課税標準に含まれるケースがあります。〈詳しくは10ページを参照してください〉

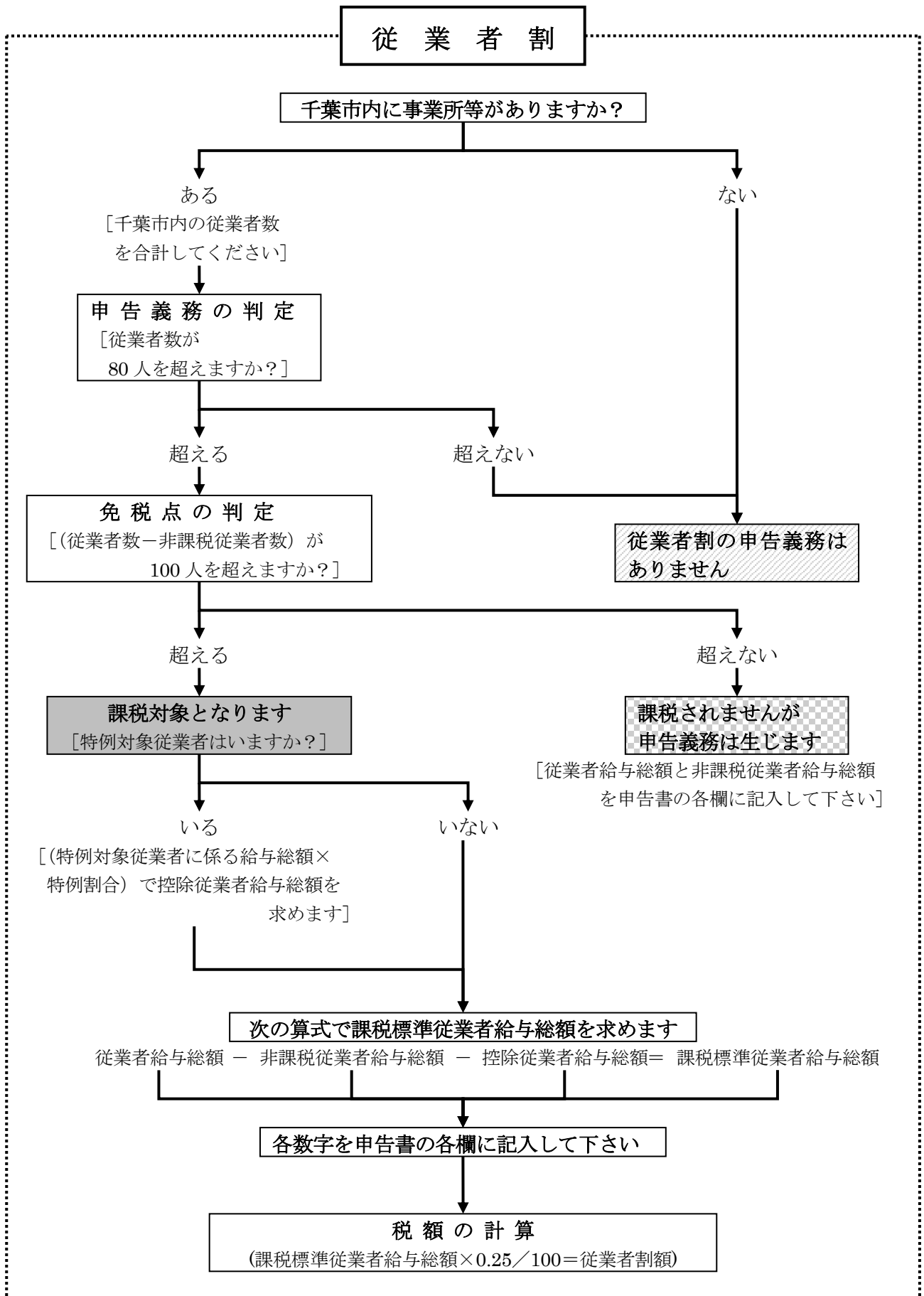
（注2） 免税点以下で納付義務がない場合でも、**千葉市内に存する事業所等の延べ床面積の合計（非課税部分も含む）が800㎡超の場合、又は合計従業者数（非課税適用者も含む）が80人超の場合は、千葉市市税条例の規定により申告書の提出が必要です。**

※ 次項に掲げる流れ図1、2も参照してください。

流れ図1



流れ図2



Ⅱ 事業所税課税のしくみ

1 課税客体

事業所税の課税客体は、市内の事務所、事業所（以下「事業所等」という。）において、法人又は個人が行う事業です。[地方税法第 701 条の 32 第 1 項]

(1) 事業所等の範囲

事業所等とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。したがって、事務所、店舗、工場はもとより、倉庫、材料置場、作業所、ガレージなどの家屋も含まれますが、人の居住用の部分は除かれます。

(2) 事業の範囲

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事業に含まれます。

問 1 マンションや分譲ビジネスマンションは、事業所税の課税対象となりますか。

答 事業所税の資産割において、その課税標準とされる事業所床面積は、事業所用家屋の延べ床面積とされていますが、この事業所用家屋とは現に事業所等の用に供するものとされています [地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 6 号]。

したがって、マンションは居住の用に供するものであるため課税対象とはなりません。また、いわゆる分譲ビジネスマンションであって、居住用としての性格が強い実態のあるものも、課税対象とはなりません。

問 2 屋根だけの設備の車庫やいわゆる塔屋の扱いはどうなりますか。

答 課税対象である事業所用家屋であるかどうかは、不動産登記法上の家屋（固定資産税の課税対象となる家屋）に該当するかどうかにより判定されます。

したがって、設問の車庫や塔屋についても、それらが不動産登記法上の家屋に該当するようであれば課税対象となります。

問 3 無人倉庫は課税の対象になりますか。

答 無人倉庫については、それを管理する事務所等が千葉市内にある場合には当然課税の対象になりますが、倉庫を管理する事務所等が千葉市外にある場合であっても、その無人倉庫が、当該管理する事務所等と一体となって事業所等の用に供されていると認められる限り課税の対象になります。

問 4 未登記の建物は課税対象となりますか。

答 未登記の建物であっても、不動産登記法上の家屋として登記の対象となり得るものである限り、課税の対象となります。

2 納税義務者等

事業所税の納税義務者は、**千葉市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人**です。[地方税法 701 の 32 第 1 項]

(1) 共同事業の場合 [地方税法第 10 条の 2 第 1 項]

二以上の者が共同して事業を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定しますが、**各々連帯納税義務が課されます。**

(2) 特殊関係者のみなし共同事業 [地方税法第 701 条 32 第 2 項]

後述します。〈詳しくは 42 ページを参照してください〉

(3) 人格のない社団等 [地方税法第 701 条の 32 第 3 項]

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（人格のない社団等）は、法人とみなして、**収益事業を行う範囲で納税義務者となります。**

(4) 事業を行うものが単なる名義人の場合 [地方税法第 701 条の 33]

事業所等において事業を行うものが単なる名義人であって、事実上他の者が事業を行っている場合は、**事実上その事業を行っているものが納税義務者となります。**

(5) 貸しビル内で行われる事業 [取扱通知(市)第 9 章三(4)ア]

貸しビルの所有者ではなく、**当該貸しビル等の全部又は一部を借りて事業を行う法人又は個人が納税義務者となります。**

(6) 清算中の法人の場合 [取扱通知(市)第 9 章三(4)ア]

その清算業務を行う範囲内において納税義務者となります。

問 5 親会社Aが貸しビルの数フロアを借り切り、そのうちの1フロアを子会社Bに貸し付けている場合の課税はどのようになりますか。

答 子会社Bが親会社Aのフロアの一部を借りて事業を行っているのですから、その部分は親会社Aの事業所床面積には含まれないこととなります。

したがって、子会社Bの借りている部分は、子会社Bの事業所床面積として課税の対象となります。

問 6 当社Aは、業務の一部を別会社Bに委託しており委託料をBに支払っています。Bは自社の工場及び従業員を使用して受託した事業を実施していますが、この委託事業に係る納税義務者は、A・Bいずれになりますか。

答 設問の委託事業は、受託者Bの工場において、Bの従業員が実施しているものと考えられます。このように、受託事業の実施がBの事業であると考えられる以上、納税義務者はBとなります。

3 課税標準

事業所税は、事業所床面積を課税標準として課する**資産割**と、従業者給与総額を課税標準として課する**従業者割**の2種類によって構成されています。[地方税法第701条の31第1項第2号・第3号]

この資産割と従業者割を合算した額が、納付すべき事業所税額となります。[地方税法第701条の32第1項]

資産割

資産割の課税標準は、算定期間末日における事業所床面積をいいます。

[地方税法第701条の40第1項]

- (1) 課税標準の算定期間 [地方税法第701条の31第1項第7号・第8号、第701条の34第6項
取扱通知(市)第9章三(6)ア]

課税標準の算定期間		
法人	事業年度	
個人	① 原則	1/1～12/31 まで
	② 年途中で事業を廃止した場合	1/1～廃止日まで
	③ 年の中途から事業を開始した場合	開始日～12/31 まで
	④ 年途中で事業を開始し、その年 途中で事業を廃止した場合	開始日～廃止日まで

- (2) 半年決算の法人や新設法人の最初の事業年度の場合のように、課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所床面積は、次により算定します。

(算式)

$$\text{課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所床面積} = \text{課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}$$

※ 課税標準の算定期間の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。[地方税法第701条の40第3項]

(3) 事業所床面積算定上の注意点

事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積をいいます。

[地方税法施行令第 56 条の 16]

この事業所用家屋とは、現に事業所等の用に供するものとされています。

[地方税法第 701 条の 31 第 1 項 6 号]

なお、事業所床面積の算定にあたっては、原則的には実測面積によることとなりますが、不動産登記簿又は固定資産課税台帳の面積が実測面積と同様であれば、これらの面積を使用しても差し支えありません。

小数点第 3 位以下の端数を生じた時は、これを切り捨てます (P17 参照)。

ア 他の事業を行う者との共用部分がある場合

その各共用部分の延べ床面積を専用部分の延べ床面積を基礎として按分し、事業所ごとに割り振った面積を事業所床面積に含めることとされています。

[地方税法施行令第 56 条の 16 第 2 号]

(算式)

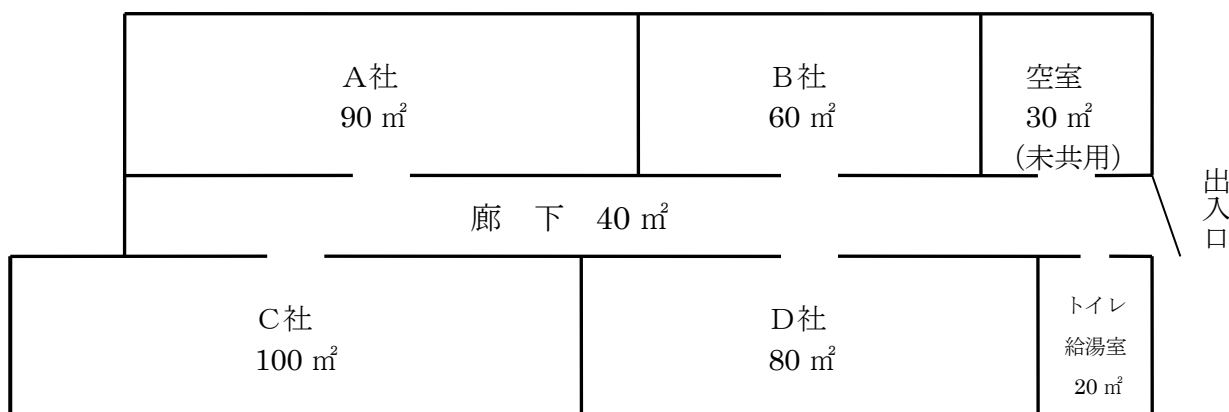
$$\text{事業所床面積} = \text{自己の専用部分の延べ床面積} + \text{共用部分の延べ床面積} \times \frac{\text{自己の専用部分の延べ床面積}}{\text{全ての事業所部分で共同の用に供する部分以外の延べ床面積}}$$

共用部分であるかどうかは、事業所用家屋の構造、当該部分の効用及び使用実態等により判定することとなります (物理的、構造的に共同して使用できる部分すべてが含まれます)。貸しビルを共同で使用する部分、一般的には、エントランスホール、廊下、階段、共用トイレ、エレベーター室、機械室及び電気室等がこれに該当します。

問 7 貸しビルの共用部分を按分する場合には、空室部分の取扱いはどのようになりますか。

答 貸しビルの共用部分を按分する場合には、現に借りられている貸しビル内の専用部分に専用部分である空室部分を加えたものを按分の基礎とします。すなわち、貸しビルの中の専用部分に空室を含めて共用部分を按分することとなります。

(例) 次の図の場合におけるA社の事業所床面積



$$\text{A社の事業所床面積} = \text{A社} + (\text{トイレ} \cdot \text{給湯室} + \text{廊下}) \times \frac{\text{A社}}{\text{A社} + \text{B社} + \text{C社} + \text{D社} + \text{空室}}$$

上記の算式によって、A社の事業所床面積が求められますので、

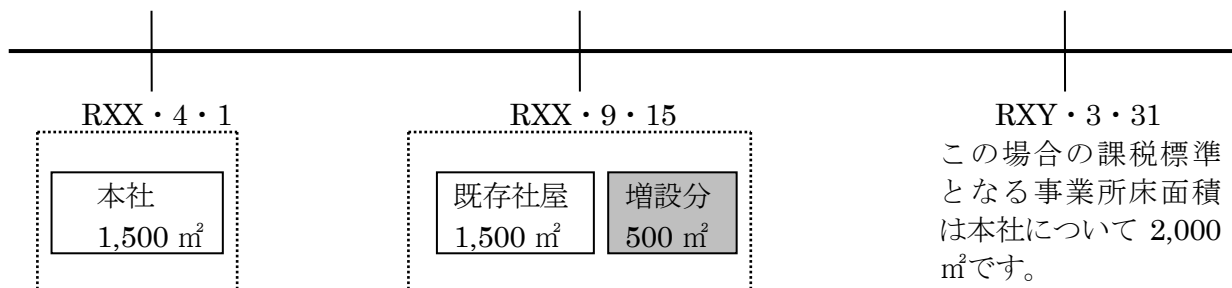
$$90 \text{ m}^2 + (20 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2) \times \frac{90 \text{ m}^2}{90 \text{ m}^2 + 60 \text{ m}^2 + 100 \text{ m}^2 + 80 \text{ m}^2 + 30 \text{ m}^2} = \underline{\underline{105.00 \text{ m}^2}}$$

となります。(この場合、事業所等明細書には、専用床面積⑦90.00 m²、共用床面積⑧15.00 m²と記載することになります)

イ 算定期間中における事業所等の拡張(縮小)があった場合

同一敷地内において機能上一体と認められる部分(本社、支店、営業所の単位)を1単位の事業所とし、当該算定期間の中途において、事業所内の一建物を増設もしくは廃止(取壊し)したような場合には、**あくまで当該算定期間末日に現存する床面積が、その事業所の課税標準となります。**(この場合は、月割計算は適用されません)

(例) 市内に本社(1,500 m²)を有するA社(3月末決算法人)が、本社敷地内に別棟の事務所棟を令和XX年9月15日に増設した場合の課税標準



ウ 算定期間の中途における事業所等の新設・廃止があった場合

上記の通り、原則的に資産割の課税標準は算定期間の末日の現況となりますが、**一事業所全体の
新設もしくは廃止があった場合には、次に掲げる区分に応じて、月割計算を行い、課税標準に含めます。**[地方税法第 701 条の 40 第 2 項]

① 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等

$$\text{事業所床面積} = \frac{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

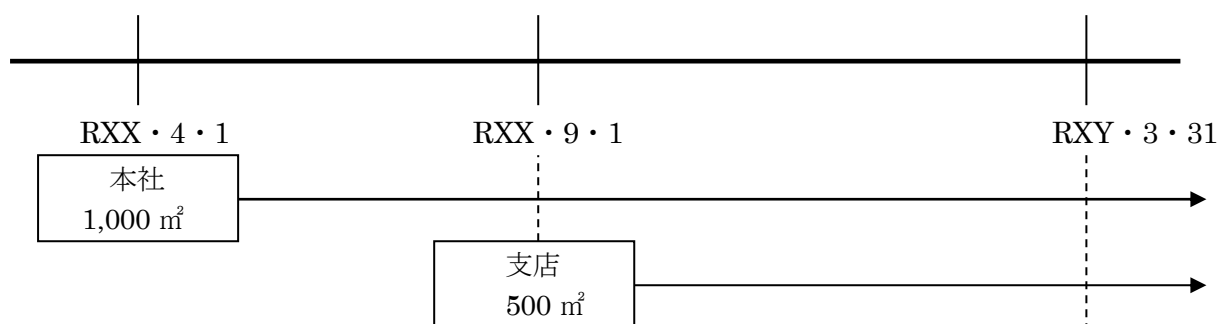
② 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等

$$\text{事業所床面積} = \frac{\text{廃止の日における事業所床面積}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

③ 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等で算定期間の中途において廃止されたもの

$$\text{事業所床面積} = \frac{\text{廃止の日における事業所床面積}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(例) 中央区に本社(1,000 m²)を有するA社が、花見川区に支店(500 m²)を 9 月 1 日に新設した。なお、事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。



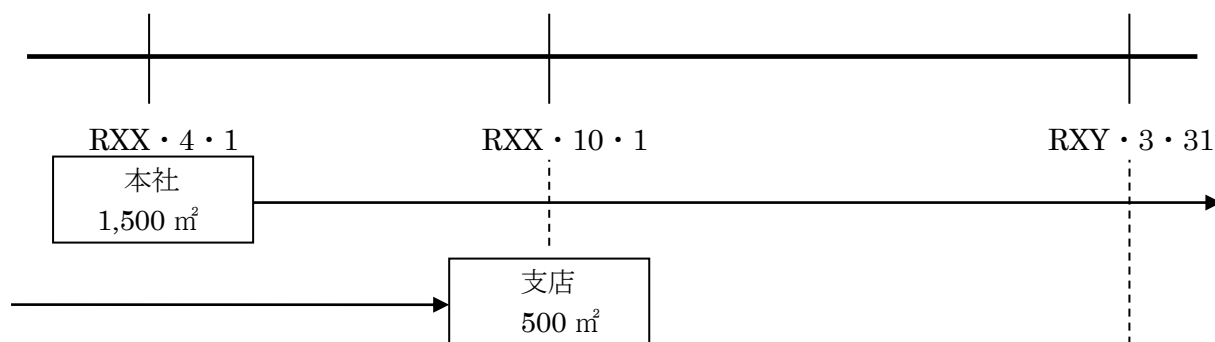
この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおりです。

本社・・・1,000 m²

支店・・・500 m² × $\frac{6 \text{ 月 (10 月} \sim \text{3 月)}}{12 \text{ 月}}$ = 250.00 m²

合計・・・1,000 m² + 250.00 m² = 1,250.00 m²

(例2) 稲毛区に本社(1,500 m²)を有するA社が、若葉区の支店(500 m²)を10月1日に廃止した。なお、事業年度は4月1日から翌年3月31日までである。



この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおりです。

本社・・・1,500 m²

支店・・・500 m² × $\frac{7 \text{ 月 (4 月} \sim 10 \text{ 月)}}{12 \text{ 月}}$ = 291.66 m²

合計・・・1,500 m² + 291.66 m² = 1,791.66 m²

※ 新設の日とは、本来の業務の開始日(オープン日)ではなく、当該業務の開設準備を始めた日(資材の搬入日等)をいいます。

※ 課税標準の算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の月割計算についての注意点です。

◆ 当該期間の末日において市内の他の事業所等の合計床面積(非課税部分を除く)が免税点以下の場合には、課税されません。

◆ 当該期間の末日において市内に所在する他の事業所等の合計床面積(非課税部分を除く)が免税点を超える場合には、当該期間の中途に廃止された事業所等についても、月割計算のうえ課税標準に算入します。

従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた又は支払われるべき従業者給与総額です。[地方税法第701条の40第1項、取扱通知(市)第9章三(6)イ]

従業者給与総額とは、原則として千葉市内の事業所等に勤務する従業者(役員も含みます。)に対して支払われた俸給、給料、賃金、及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、現物支給等)の総額です。[地方税法第701条の31第1項第5号]

なお、給与等の額には、退職金、年金や保険外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で所得税法上給与等に該当しないものは含まれません。

問8 次に掲げる手当等は、従業者給与総額に含まれますか。

- (ア) 通勤手当
- (イ) 住居手当
- (ウ) レクリエーションの費用
- (エ) 永年勤続者の表彰記念品、観劇等の入場券交付
- (オ) 食事代(食券交付)

答 事業所税においては、所得税法上非課税とされている部分については従業者給与総額に含めず、給与所得の範囲に含まれる部分については従業者給与総額に算入します。

所得税法上これらの手当等については(住居手当を除く)次のような非課税措置があります。

- (ア) 一般の通勤者に通常必要であると認められる部分の金額については、課税されません。
- (イ) 前記の通り、課税されます。
- (ウ) 使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することによって、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者が、その行事に参加しなかった役員又は使用人に対しその参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象としてその行事の費用を負担する場合を除き、課税されません [所得税基本通達 36-30]。
- (エ) 使用者が永年勤続した役員又は使用人の表彰に当たり、旅行・観劇等に招待し、又は記念品を支給することにより役員又は使用人が受ける利益で、次のいずれにも該当する場合は、課税されません。
 - ①その利益の額が、支給される者の勤続年数等にてらして、社会通念上相当と認められる場合。
 - ②その表彰が、おおむね10年以上の勤続者を対象とし、表彰を2回以上受ける者についてはおおむね5年以上の間隔を置いている場合 [所得税基本通達 36-21]。
- (オ) 使用者が、残業又は宿直若しくは日直をした人に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事は、課税されません [所得税基本通達 36-24]。

◆ 従業者給与総額算定上の注意点

(1) 年齢 65 歳以上の者及び障害者

役員以外の年齢 65 歳以上の者及び役員以外の障害者については、後述する免税点の判定において、従業者から除かれます。したがって、**これらの者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、これらの者の給与の額を除いて行います。**

なお、障害者とは、所得税、住民税において障害者控除の対象となる者をいいます。

(2) 雇用改善助成対象者

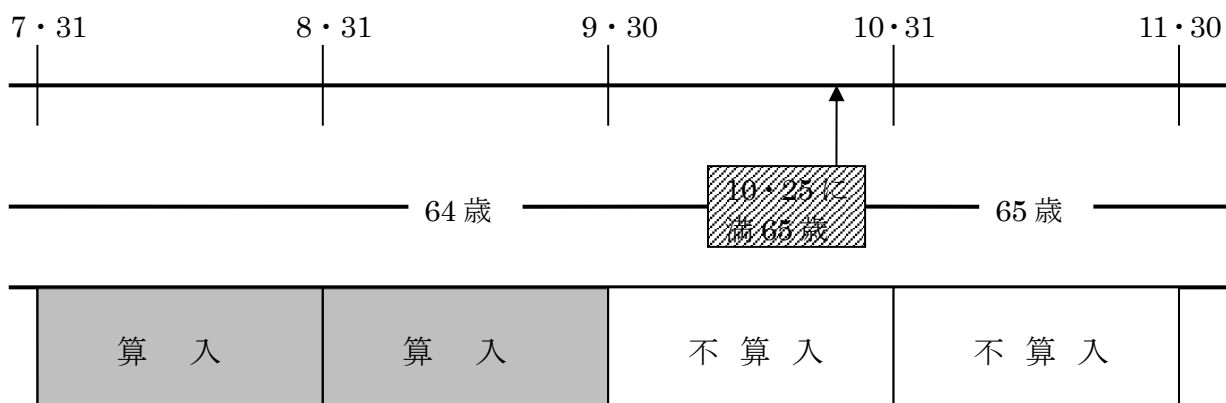
雇用改善助成対象者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、**その給与等の額の 2 分の 1 に相当する額を除いて行います。**

なお、雇用改善助成対象者とは、年齢 55 歳以上 65 歳未満の従業者のうち、雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者で、特定求職者雇用開発助成金の支給、作業環境適応訓練の対象となる者をいいます。

※ 年齢 65 歳以上の者、障害者又は雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、**給与の計算の基礎となる期間の末日の現況**によります。

◎ 上記の (1)・(2) に係る従業者、及び非課税施設従事者がいる場合 (**従業者の総数が 100 人を超える場合に限る**) は、「非課税従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書」を提出してください。

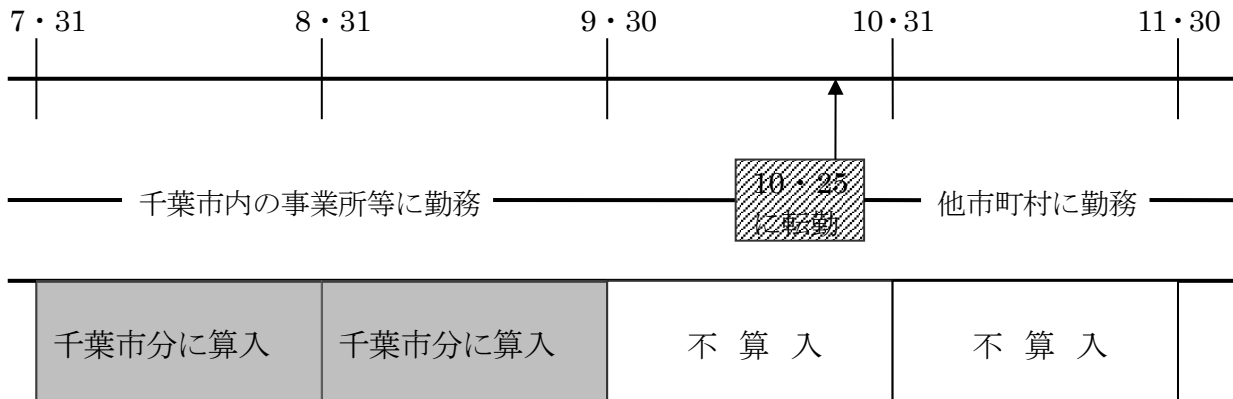
(例) 毎月末日が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月 5 日である場合



(3) 転勤者の取扱い

課税標準の算定期間の中で他市町村へ転勤した者等の給与は**その者に係る給与等の計算期間の末日現在に勤務する事業所等の従業者給与総額に含まれます。**

(例) 毎月末日が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月の20日である場合



問9 次の者の給与等は、従業者給与総額に含まれますか。

(ア) 出向社員

- ① A社の社員がB社に出向し、給与等はA社が支払い、B社はA社に対して給与相当分を指導料として支払っている場合
- ② A社の社員がB社に出向しており、給与等はA社及びB社がそれぞれ一部ずつ支払っている場合

(イ) 数社の役員を兼務する役員

(ウ) アルバイト及びパートタイマー

(エ) 日々雇用等の臨時の者

(オ) 課税区域外の建築現場事務所等へ派遣されている者

(カ) 保険外交員のように給与所得と事業所得とを有する者

答

(ア) ① 一般的には、出向元のA社の従業者給与として取り扱われますが、経営指導料が法人税の取扱い上〔法人税基本通達9-2-45〕給与として取り扱われる場合には、出向先のB社の従業者給与として取り扱うことになります。

② A社、B社それぞれ支払った額がそれぞれの従業者給与総額に含まれます。

(イ) それぞれの会社の従業者給与総額に含まれます。

(ウ) 従業者給与総額に含まれます。

(エ) 従業者給与総額に含まれます。

(オ) 従業者給与総額に含まれません。

これは、派遣されている従業者が課税区域外の建築現場事務所等の従業者と解されるからです。

(カ) 所得税法上の給与所得に係る部分は、従業者給与総額に含まれます。

※ 特殊な勤務形態の従業者については、免税点の判定（後述）と課税標準の算定が**多少**異なる取扱いとなりますので、次表を参照してください。

従業者割における従業者の取扱い

従業者		免税点の判定	課税標準	備考
65歳以上の者又は障害者 (役員を除く)		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	これらの者は、従業者の範囲に含まれないものとされています。
雇用改善助成対象者		従業者に含める	給与額の1/2を控除	
出向社員 ※1	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める	
	出向先が出向元に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める	法人税法上給与相当分が給与として取り扱われている場合
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	
日々雇用等の臨時の従業員 ※2		従業者に含める	従業者給与総額に含める	
パートタイマー ※3		従業者に含めない	従業者給与総額に含める(免税点を超えた場合)	
役員	無給の役員	従業者に含めない		
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	
	役員・使用人兼務役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める	
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める	
休職中の従業者		給与等の支払われている場合は従業者に含める	従業者給与総額に含める	
中途退職者		従業者に含めない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める	
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は従業者に含める	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める	
課税区域外の建築現場事務所へ派遣されている社員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	出張の場合は含める
外国又は課税区域外への長期出張又は派遣 ※4		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	
常時船舶の乗組員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	
派遣法に基づく派遣労働者 ※5		派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める	課税区域外への派遣は含めない
専ら非課税施設に勤務する従業者		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	
課税施設と非課税施設の兼務従業者		課税標準の算定期間の末日において、課税施設に係る事業に従事している場合は、従業者に含める	課税施設に従事していた分に係る給与は、従業者給与総額に含める	

※については、次頁に記載してあります。

※1 【出向】

出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

※2 【日々雇用等の臨時の従業者】

1週間の労働時間が同一の事業所等の正規従業者の1週間の所定労働時間の4分の3以上である者をいいます。

※3 【パートタイマー】

形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該事務所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務（正社員の勤務時間の4分の3未満のもの）をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。

※4 【長期出張者の取扱い】

市外へ長期間出張し、又は派遣されている者の給与等は課税標準となる従業者給与総額に含みませんが、単なる出張の場合は、当該出張が派遣と同様と認められる場合を除き従業者給与総額に算入します。この場合、次の点に注意してください。

①「長期出張」とは、課税標準の算定期間を超える期間の出張をいいます。

②出張であるか派遣であるかは、呼称によることなく、身分関係、職務関係等を総合的に勘案して区分しますが、一般的には次のとおりです。

「出張」

企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事務所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

「派遣」

派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

※5 【派遣法】

派遣法とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

4 税率

事業所税の税率は、以下のとおりです。[地方税法第 701 条の 42]

資産割	事業所床面積1㎡あたり 600 円
従業者割	従業者給与総額の 100 分の 0.25

5 税額計算

事業所税の税額は、以下のとおり計算します。

資産割にあつては、課税標準の算定期間中において、市内に有し、又は市内に有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積に税率を乗じた額であり、従業者割にあつては、それらの各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額に税率を乗じた額です。[地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 2 号および第 3 号、第 701 条の 46 第 2 項、第 701 条の 47 第 2 項]

(1) 資産割額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \\ - \text{非課税となる事業所床面積} \\ - \text{課税標準の特例適用による控除床面積} \end{array} \right\} \times 600 \text{ 円} \quad \langle \text{税率} \rangle$$

※ 算定期間の月数が 12 月未満の場合は、上記の式に（課税標準の算定期間の月数/12）を乗じて計算します。

(2) 従業者割額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額} \\ - \text{非課税となる従業者給与総額} \\ - \text{課税標準の特例適用による控除従業者給与総額} \end{array} \right\} \times \frac{0.25}{100} \quad \langle \text{税率} \rangle$$

(3) 事業所税額

$$\text{資産割額} + \text{従業者割額} = \text{事業所税額}$$

(4) 端数処理

事業所床面積（申告書の①～⑨の数字）は、小数点第 3 位以下の端数を、課税標準となる従業者給与総額（申告書の⑮の数字）は 1,000 円未満の端数を、従業者割額（申告書の⑰の数字）は 1 円未満の端数を、それぞれ切り捨てます（四捨五入ではありません）。

また、税額の端数処理ですが、**資産割額・従業者割額で別々に行うのではなく、2つを合算して事業所税額が確定した後に、100 円未満の端数を切り捨てます。**

[地方税法第 20 条の 4 の 2 第 3 項]

6 免税点

事業所税においては、中小零細事業者の負担を排除するために、免税点の制度が設けられています。

事業所税の免税点判定は、**課税標準の算定期間の末日の現況**により、資産割と従業者割についてそれぞれ個別に行います。[地方税法第701条の43]

資産割については、非課税の適用のある面積を除いて、従業者割については、障害者及び65歳以上の者（役員を除く）並びに非課税の適用のある施設に勤務するものを除いて判定します。

免税点については資産割、従業者割、それぞれ以下の通りです。

資産割

課税標準の算定期間の末日現在、千葉市内の各事業所等の延べ床面積の合計（非課税部分を除く）が**1,000㎡以下**である場合には、資産割は課税されません。

従業者割

課税標準の算定期間の末日現在、千葉市内の各事業所等の合計従業者数（非課税対象者を除く）が**100人以下**である場合には、従業者割は課税されません。

※ 免税点以下で納付する必要がない場合でも、**千葉市内の各事業所等の延べ床面積の合計（非課税部分も含む）が800㎡を超える場合**、又は**従業者数の合計（非課税対象者も含む）が80人を超える場合**には、千葉市市税条例の規定により申告書を提出して頂きます。

[千葉市市税条例第44条の2、地方税法第701条の46第3項、第701条の47第3項]

課税標準の算定期間中途に廃止された事業所等の事業所床面積及び、退職並びに他市町村へ転勤となった従業者数等は、免税点の判定には含まれません。しかし、他の事業所等の事業所床面積、もしくは他の従業者数によって**免税点を超過した場合は**、これらも課税標準に含まれます。

※ 課税標準の算定期間の末日に廃止された事業所等の事業所床面積は免税点判定の床面積に含まれます。また、従業者数についても同様です。

〈例〉 次の各法人の資産割及び従業者割の免税点判定はどのようになりますか。

① A社、B社及びC社の千葉市内の事業所等の事業年度末日現在の事業所床面積及び従業者数は、次の通りです。

事業所等	事業所床面積	従業者数
A社	900㎡	100人
B社	1,500㎡（うち非課税施設900㎡）	120人
C社 （本店） （支店）	400㎡	30人
	800㎡（課税標準の特例〈2分の1〉対象施設）	50人

② D社は、千葉市に床面積2,000㎡の本社を有し、事業年度の末日現在、同所において105人の従業者が働いており、そのうちの8名は65歳以上の者（役員ではない）です。

③ E社は、事業年度当初、中央区内に事務所（床面積800㎡、従業者数90人）を有していましたが、同事務所を年度途中に美浜区内（床面積1,200㎡、従業者数105人）に移転し、事業年度末日を迎えました。

④ F社は、事業年度当初、千葉市内に本社（床面積 1,200 m²、従業者数 110 人）と支社（床面積 500 m²、従業者数 30 人）を有していましたが、年度途中で支社を廃止、同所の従業者は、他市の別の支店へ転勤となりました。

⑤ G社（3月末決算法人）は、以下のように事業年度中に、従業者数が大幅に変動する法人です。この場合の免税点判定はどのようになりますか。

4月末	120人	8月末	116人	12月末	108人
5月末	78人	9月末	98人	1月末	81人
6月末	91人	10月末	123人	2月末	62人
7月末	113人	11月末	136人	3月末	98人

【答】 ① A社は、資産割、従業者割ともに課税されません。**（ただし、申告義務は生じます）**
 B社は、 $1,500\text{ m}^2 - 900\text{ m}^2 = 600\text{ m}^2$ で資産割は課税されません**（申告義務は生じます）**が、従業者割は課税されます。**非課税施設は免税点判定から除かれます。**
 C社は、資産割は課税されますが、従業者割は課税されません。課税標準の特例規定については、もともと負担の軽減を図る趣旨であることから、**免税点の判定は、特例規定の控除適用前に行われることになります。**

② D社は、資産割は課税されますが、従業者割については $105\text{人} - 8\text{人} = 97\text{人}$ で課税されません**（申告義務は生じます）**。**65歳以上の従業者（役員を除く）は免税点判定から除かれます。**

③ E社は資産割、従業者割ともに課税されます。この場合、移転前の中央区の事務所も課税標準に含まれますが、移転後の美浜区の事務所と、それぞれ月割計算を行って課税標準を算出します。

④ F社は資産割、従業者割ともに課税されます。この場合、廃止となった支社、並びに転勤となった従業者の同支社勤務中の給与額も課税標準に含まれます。なお、支社の課税標準となる事業所床面積については、月割計算を行って算出してください。

⑤ 上記の通り、事業所税の免税点判定は、算定期間の末日において行われるものであり、月割計算を行わないのが原則ですが、G社のように従業者数の変動が激しい場合において、算定期間に属する各月の末日の従業者数のうち、最大の数値（11月 136人）が最小の数値（2月 62人）の2倍を超えるときは、次の式で得た数により免税点判定を行います。
 [地方税法第701条の43第4項、地方税法施行令第56条の73第1項]

$$\begin{array}{l} \text{免税点の判定} \\ \text{の基礎となる} \\ \text{従業者数} \end{array} = \frac{\text{課税標準の算定期間に属する各月末の従業者数の合計}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

したがって、G社の免税点判定の従業者数は $\frac{1,224\text{人} (4\text{月} \sim 3\text{月})}{12\text{月}} = 102\text{人}$ です。

算定期間の末日時点では 98人と 100人を超えませんが、上記の式から免税点を超えることとなり、G社は従業者割を課されることとなります。

問 10 免税点の判定は基礎控除と考えてよいでしょうか。

答 事業所税における免税点の制度は、中小零細事業者の負担を排除するために設けられているものであり、基礎控除の制度ではありません。

したがって、例えば資産割については、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が 1,500 ㎡の場合は免税点を超えることとなりますが、この場合、その超えた部分のみではなく、全体の 1,500 ㎡が課税対象となるものです。

問 11 課税標準の算定期間が 12 月に満たない場合の資産割の課税標準は、その月数に応じて事業所床面積を按分して算定することとされていますが、免税点の判定においても、このように按分した結果に基づいて判定を行うこととなりますか。

答 免税点の判定においては、資産割の課税標準の算定における月割の方法は適用されず、課税標準の算定期間の末日の現況により免税点の判定を行うものです。この結果、免税点を超過して課税の対象となった場合は、設問のように算定期間の月数により按分して課税標準を算定することとなります。

問 12 事業を休止している場合（例えば工場等の一部休止）の休止部分に係る床面積は、免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれますか。

答 事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日以前 6 月以上連続して休止していたと認められる施設に係るものは、課税標準には含めない扱いがされますが、免税点における扱いでは、当該休止部分に係る床面積は免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれます。

問 13 職員食堂に勤務している従業員は、免税点の判定における従業者数に含まれるのでしょうか。

答 事業所税において、従業者の福利厚生のために設置される娯楽室、職員食堂、休養室等の施設は非課税とされています。

したがって、当該施設に勤務する従業者は、非課税の適用のある施設に勤務する従業者となりますので、従業者割の免税点判定を行う場合の従業者数には含まれないこととなります。

7 非課税 [地方税法第 701 条の 34]

事業所税の創設の趣旨、目的などからみて、事業所税を課すべきではないと考えられる事業所等については、その全部又は一部について事業所税が課税されないことになっています。これらの非課税措置には、人的なものや用途によるものがあります。具体的には、次に掲げる別表 1 を御覧ください。なお、非課税の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、**課税標準の算定期間の末日の現況によります。**

また、課税標準の非課税の適用を受ける事業の場合には、必ず**申告ごと**にそれを証明する書類（許可証、証明書等の写し）を添付してください。

別表 1 課税標準の非課税措置一覧表

地方税法第 701 条の 34

○印 : 非課税

	項	号	区 分	資産 割	従業 者割	具 体 例
人的 非課税	1		国及び非課税独立行政法人並びに 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人	○	○	地方住宅供給公社、地方公共団体 等 (法人税法別表第 1 に掲げる法人)
	2		法人税法第 2 条第 6 号の公益法人 等又は人格のない社団等が事業所 等において行う事業のうち収益事 業以外の事業	○	○	学校法人、宗教法人、商工会議所 中小企業団体中央会、一般財団法人等 (法人税法別表第 2 に掲げる 法人)
用途 による 非課税	3	3	博物館法第 2 条第 1 項に規定する 博物館その他政令で定める教育・ 文化施設	○	○	博物館、図書館、幼稚園
		4	公衆浴場法第 1 条第 1 項に規定す る公衆浴場で政令で定めるもの	○	○	一般公衆浴場 (知事が入浴料金を 定めるもの)
		5	と畜場法第 3 条第 2 項に規定する と畜場	○	○	獣畜をと殺又は解体するための施 設
		6	化製場等に関する法律第 1 条第 3 項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	死亡獣畜を解体、埋却又は焼却す るための施設 (知事の許可を受け るもの)
		7	水道法第 3 条第 8 項に規定する水 道施設	○	○	取水施設、貯水施設、導水施設、 浄水施設、送水施設及び配水施設 で水道業者等の管理に属するもの
		8	廃棄物の処理及び清掃に関する法 律第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の 規定による許可若しくは同法第 9 条の 8 第 1 項の規定による認定を 受けて、又は同法第 7 条第 1 項た だし書若しくは同条第 6 項ただし 書の規定により市町村の委託を受 けて行う一般廃棄物の収集、運搬 又は処分の事業の用に供する施設	○	○	

	項	号	区 分	資産 割	従業 者割	具 体 例
用途 による 非課 税	3	9	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で政令で定めるもの及び同条29項に規定する介護医療院で政令で定めるもの並びに看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所	○	○	病院、診療所、介護老人保健施設で医療法人が開設するもの、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師などの養成所、介護医療院
		10	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で政令で定めるもの	○	○	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
		10 の 2	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター等
		10 の 3	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの	○	○	
		10 の 4	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	○	○	
		10 の 5	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの	○	○	
		10 の 6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○	
		10 の 7	第10号から第10号の6までに掲げる施設のほか、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	
		10 の 8	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	
		10 の 9	児童福祉法第6条の3第9条に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	

	項	号	区 分	資産 割	従業 者割	具 体 例
用途による非課税	3	11	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	農作物育成管理用施設、蚕室、樹苗養成施設、畜舎、農舎、たい肥舎、サイロ等
		12	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合その他政令で定める法人が農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	国の補助又は農林漁業金融公庫等の資金貸付を受けて設置される保管、加工又は流通用の施設、農林水産業者の研修施設等
		14	卸売市場法第 2 条第 2 項に規定する卸売市場及びその機能を補完するものとして政令で定める施設	○	○	卸売市場、附設集団売場、指定場外保管場所等
		16	電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業、同項第 10 号に規定する送電事業、同項第 11 号の 2 に規定する配電事業、同項第 14 号に規定する配電事業又は同項第 15 号の 3 に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	発電、変電、送電、配電等のために直接必要なもの 発電所、水路等の監視保存のために必要な駐在所
		17	ガス事業法第 2 条第 5 項に規定する一般ガス導管事業又は同条第 9 項に規定するガス製造事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管、受電設備等
		18	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 3 号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫、共同施設並びにこれらの附属設備

	項	号	区 分	資産 割	従業 者割	具 体 例
用途 による 非課 税	3	19	次のイまたはロに掲げる施設 イ 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの ロ 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	
		20	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	本来の事業の用に供する施設（事務所、発電施設を除く） 営業所、停車場、運転指令所、信号所、車庫、貨物庫、変電所、配電所、開閉所、巻揚所、監視所、駐在所、修理工場、資材機械の貯蔵倉庫等
		21	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項に規定する第2種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	本来の事業の用に供する施設（事務所を除く） 営業所、案内所、出札所、待合室、指令所、車庫、洗車場、整備工場、従業員の仮眠所、荷捌き施設、保管庫、荷扱所、上屋、労務員詰所等
		22	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	本来の事業の用に供する施設（事務所を除く） 誘導車路、操車場所、停留場所、駐車場、洗車場、給油場、検車場、乗降場

	項	号	区 分	資産 割	従業 者割	具 体 例
用途による非課税	3	23	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係るものとして政令で定める施設	○	○	格納庫、運航管理施設、貨物取扱施設、旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャールーム、手荷物取扱施設等
		24	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第 2 条第 3 号に規定する電気通信役務を提供する同条第 4 号に規定する電気通信事業を営む者で政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	本来の事業の用に供する施設(事務所、研究施設、研修施設を除く)
		25	民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設
		25 の 2	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第 4 条第 1 項第 1 号及び第 6 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	
		26	勤労者の福利厚生施設で政令で定めるもの	○	○	美容室、理容室、喫茶室、食堂、娯楽教養室等
		27	駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場で政令で定めるもの	○	○	都市計画において定められたもの、駐車場法第 12 条の規定により届出がなされたもの
		28	道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車又は同項第 11 号の 2 に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	
		29	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に規定する事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	

	項 号	区 分	資産 割	従業 者割	具 体 例
用途 による 非課税	4	百貨店、旅館その他の消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるものに設置される同項に規定する消防用設備等で政令で定めるもの及び同条第 3 項に規定する特殊消防用設備等並びに当該防火対象物に設置される建築基準法第 35 条に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備のうち政令で定める部分	○		
	5	港湾運送事業法第 9 条第 1 項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの		○	港湾運送事業の用に供する労働者詰所及び現場事務所において港湾運送の業務に従事する労働者

地方税法附則第 32 条の 4

区 分	資産 割	従業 者割	具 体 例
国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和 7 年に開催される国際博覧会の会場内において設置される公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者（博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く。）が博覧会に関して行う事業で政令に定めるものの用に供する施設	○	○	令和 9 年 3 月 31 日までに終了する事業年度分まで

《 別表1 第4項の特定防火対象物に係る事業所税の非課税について 》

消防法第17条第1項の防火対象物のうち、百貨店・劇場等の多数の者が出入りする施設で附表1に掲げるものに設置されている消防用設備等（附表2）及び、建築基準法に定める避難施設等（附表3）に係る床面積については、それぞれ該当する部分を非課税としています。

ただし、その適用条件は次のとおりです。

1. 消防用設備等においては、消防法の基準に適合するもの
2. 避難施設等については、建築基準法又は条例の規定に適合するもの
3. 消防用設備等又は避難施設等であっても、当該施設又は設備が壁・天井等に設置されていて事業活動上支障のないものについては適用されません。

附表1 特定防火対象物

地方税法第701条の34第4項の「多数の者が出入りするものとして政令で定めるもの」とは、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物のうち、下表に該当するものに限られます。

	建物の用途
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（並びに（1）イ、（4）、（5）イ及び（9）イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）等 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（（6）ロ以外のもの。）、老人福祉センター、有料老人ホーム（（6）ロ以外のもの。）等 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）から（4）まで（5）イ、（6）又は（9）イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	準地下街

附表2 消防用設備等

地方税法第 701 条の 34 第 4 項の「消防用設備等で政令で定めるもの」とは、次に掲げる設備又は施設で、消防法第 17 条の技術上の基準に適合するもの又は当該技術上の基準に関する法令の改正の際に既存の（又は工事中の）防火対象物に存するもので従前の基準に適合するものをいいます。

ただし、天井、壁等に取り付けられているものについては、事業所床面積を占有するものではないので、非課税とはなりません。

区分	設 備 等
消火設備	1. 消火器及び次に掲げる簡易消化器具 イ 水バケツ ロ 水槽 ハ 乾燥砂 ニ 膨張ひる石又は膨張真珠岩 2. 屋内消火栓設備 3. スプリンクラー設備 4. 水噴霧消火設備 5. 泡消火設備 6. 不活性ガス消火設備 7. ハロゲン化物消火設備 8. 粉末消火設備 9. 屋外消火栓設備 10. 動力消防ポンプ設備
警報設備	1. 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備 2. 漏電火災警報器 3. 消防機関へ通報する火災報知設備 4. 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備 イ 非常ベル ロ 自動式サイレン ハ 放送設備
避難設備	1. すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具 2. 誘導灯及び誘導標識
消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水
消火活動上必要な設備	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備

附表3 避難施設等

地方税法第701条の34第4項の「避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備のうち政令で定める部分」とは次に掲げるものをいいます。

非課税となる施設等は、区分欄の法令等に基づいて設けられた施設等にに限られます。

ただし、天井、壁等に取り付けられているものについては、事業所床面積を専用するものではないので、非課税とはなりません。

条	項	号	区 分	施 設 等	非課税割合
地方税法施行令第56条の43	3	1	イ	階段（避難階段又は特別避難階段に限る） 排煙設備（附置される予備電源を含む） 非常用の照明装置（附置される予備電源を含む） 進入口（バルコニーを含む）	その全部
			ロ	廊下 階段（避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）又は地上に通ずる直通階段（避難階段等を除くものとし、傾斜路を含む）に限る） 避難階における屋外への出入口	$\frac{1}{2}$
		2	イ	排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備	$\frac{1}{2}$
			ロ	建築基準法第34条第2項に規定する建築物（高さ31mをこえる建築物）にあっては、非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置	
		3	建築基準法施行令第112条第11項に規定する建築物の右に掲げる部分で防火区画されているもの	吹抜きとなっている部分 階段の部分 昇降機の昇降路の部分 ダクトスペースの部分 その他これらに類する部分	$\frac{1}{2}$
		4	建築基準法第34条第2項に規定する建築物	非常用エレベーター（これに附置される予備電源を含む）	その全部
		5	イ	避難通路で、スプリンクラー設備の有効範囲内に設置するもの	その全部
			ロ	百貨店・物品販売業等、劇場等、料理店・飲食店等の内部に設けられた避難通路（イに掲げたものを除く） 消防長の指導により防火対象物に設けられた喫煙所	$\frac{1}{2}$

(※) 消防法施行令第23条第1項の規定の適用がある防火対象物に設置されるものにあつては、同令第7条第3項第3号に規定する消防機関へ通報する火災報知設備を除きます。

問 14 福利厚生施設の範囲に、次の施設は含まれますか。

社員寮、社宅、体育館、更衣室、浴場、売店、食堂、休憩室、娯楽室、研修所、宿泊室、診療室、理髪室、仮眠室、喫煙室。

答

- 体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室及び理髪室は、一般的には事業活動を遂行するために設けられる施設とは考えられず、福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。
- 更衣室、浴場、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合と、もっぱら従業員の福利厚生のために設けられる場合が考えられますので、本来の事業の性質、施設の利用の実態等を勘案して判断すべきものです。
したがって、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のものは、福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。
- 研修所は、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。
- 社員寮及び社宅は、人の居住の用に供するものですので、課税の対象とはなりません。

問 15 勤労者のための福利厚生施設のうち、更衣室、浴場等については、業務用施設として認められるもの以外の施設は非課税として取り扱われていますが、業務用施設かどうかの判定の基準はどこにおくのでしょうか。

答 業務用施設として設置されているかどうかは、あくまでも当該施設の使用形態の実態等によって判断されることとなりますが、一般的に百貨店及び銀行等において就業規則等でユニフォームの着用が義務づけられている従業員の更衣室や鉱工業における現場部門に限定して設けられている浴場やタクシー会社の仮眠室等は業務に係る施設として取り扱うべきであると考えられます。

8 課税標準の特例 [地方税法第 701 条の 41 附則第 33 条]

非課税とされる都市施設以外の施設、広大な面積を有することが不可欠な業種で、一定面積あたりの収益率の極めて低い施設等については、事業所税の特例措置が講じられています。具体的には、次に掲げる別表 2 を御覧ください。なお、課税標準の特例の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、**課税標準の算定期間の末日の現況によります。**

また、課税標準の特例を受ける事業の場合には、必ず**申告ごと**にそれを証明する書類（許可証、証明書等の写し）を添付してください。

別表2 課税標準の特例措置一覧表(表中の割合で控除されます)

地方税法第 701 条の 41

	項 号	区 分	資産 割	従業 者割	具 体 例
人的特例	1	法人税法第 2 条第 7 号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、労働金庫、商店街振興組合、輸出入組合、船主相互保険組合等（法人税法別表第 3 に掲げる法人）
用途による特例	2	学校教育法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	教室、体育館その他の教育施設
	3	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）	$\frac{3}{4}$		（ア）水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は同条第 3 項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第 12 条第 1 項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で総務省令で定めるもの （イ）大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第 5 項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第 4 項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの （ウ）大気汚染防止法附則第 9 項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの

地方税法第 701 条の 41(続き)

	項 号	区 分	資産 割	従業 者割	具 体 例
用途による特例	3	(続き)			<p>(エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設及び同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの</p> <p>(オ) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定する廃油処理施設</p> <p>(カ) ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で総務省令で定めるもの</p>
	1 4	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項若しくは第 6 項若しくは第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可又は同法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの</p>	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	<p>・政令で定める事業</p> <p>(ア) 広域臨海環境整備センター法第 19 条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業</p> <p>(イ) 浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業</p> <p>(ウ) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 20 条第 1 項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業</p> <p>・政令で定める施設</p> <p>(エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項若しくは第 6 項若しくは第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可または同法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業、同法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項若しくは第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可又は同法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(オ) 広域臨海環境整備センター法第 19 条に規定する業務として行う</p>

地方税法第 701 条の 41(続き)

	項	号	区 分	資産 割	従業 者割	具 体 例
用途による特例	1	4	(続き)			産業廃棄物の収集、運搬又は処分 の事業の用に供する施設のうち事 務所以外の施設 (カ) 浄化槽法第 35 条第 1 項の規 定による許可を受けて行う浄化槽 の清掃の事業の用に供する施設の うち事務所以外の施設 (キ) 海洋汚染及び海上災害の防 止に関する法律第 20 条第 1 項の規 定による許可を受けて行う廃油処 理事業の用に供する施設のうち事 務所以外の施設
		5	家畜取引法第 2 条第 3 項に規定す る家畜市場	$\frac{3}{4}$		つなぎ場及び売り場を設けて定期 に又は継続して開場されるもの
		6	生鮮食料品の価格安定に資するこ とを目的として設置される施設で 政令で定めるもの	$\frac{3}{4}$		国等の補助又は農林漁業金融公庫 の資金等の貸付を受けて設置され る大規模野菜低温貯蔵庫及び消費 地食肉冷蔵施設
		7	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は 酒類の製造業者が直接これらの製 造の用に供する施設で政令で定め るもの	$\frac{3}{4}$		原料処理、仕込、発酵熟成、火入 調整及び加熱殺菌の各工程に係る 施設(原料倉庫及び包装、びん詰 たる詰その他これらに類する作業 のための施設は除く)
		8	木材取引のために開設される市場 で政令で定めるもの又は製材、合板 の製造その他の木材の加工を業と する者で政令で定めるもの若しく は木材の販売を業とする者がその 事業の用に供する木材の保管施設 で政令で定めるもの	$\frac{3}{4}$		木材取引のために開設される市場 で売場を設けて定期に又は継続し て開場され、かつ、その売買が原 則としてせり売り又は入札の方法 により行われる(卸売場、駐車 場、休憩所等の附帯設備を含む) ・構造が簡易なものとして総 務省令で定める木材保管施設
		9	旅館業法第 2 条第 2 項に規定する 旅館・ホテル営業の用に供する施設 で政令で定めるもの(次号に掲げる ものを除く。)	$\frac{1}{2}$		客室、食堂(専ら宿泊客の利用に 供する施設に限る。)、広間(主 として宿泊客以外の者の利用に供 する施設を除く。)、ロビー、浴 室、厨房、機械室、玄関、フロン ト、配膳室、便所等
		10	港湾法第 2 条第 5 項に規定する港 湾施設のうち同項第 5 号、第 7 号 又は第 8 号の 2 に掲げる施設で政 令で定めるもの	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	航行補助施設のうち、港務通信施 設、旅客乗降用固定施設、手荷物 取扱所、待合所及び宿泊所、船舶 のための給水施設、給油施設

地方税法第 701 条の 41(続き)

	項 号	区 分	資産 割	従業 者割	具 体 例	
用途による特例	1	11	港湾法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設のうち同項第 6 号又は第 8 号に掲げる施設で政令で定めるもの	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	港湾区域及び臨港地区内における上屋及び倉庫（倉庫業法第 7 条第 1 項の倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る）
		12	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設（前号に掲げるものを除く。）	$\frac{1}{2}$		
		13	港湾運送事業法第 2 条第 2 項に規定する港湾運送事業のうち同法第 3 条第 1 号又は第 2 号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（第 11 号に掲げるものを除く。）	$\frac{1}{2}$		港湾区域及び臨港地区外の上屋
		14	倉庫業法第 7 条第 1 項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（第 11 号及び第 18 号に掲げるものを除く。）	$\frac{3}{4}$		
		15	道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる事業（タクシー業務適正化特別措置法第 2 条第 3 項に規定するタクシー事業に限る。）の用に供する施設で政令で定めるもの	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	営業所、車庫、点検施設、給油施設、洗車施設
		16	公共の飛行場に設置される施設（第 701 条の 34 第 3 項第 23 号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	格納庫、運行管理施設、貨物取扱施設、旅客カウンター、チケットロビー、待合室、ロビー、通路、階段及び便所等
		17	流通業務市街地の整備に関する法律第 4 条第 1 項に規定する流通業務地区内に設置される同法第 5 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 5 号まで又は第 9 号に掲げる施設で政令で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設、倉庫、野積場若しくは貯蔵槽、上屋又は荷さばき場、附帯する自動車駐車場又は自動車車庫等
		18	流通業務市街地の整備に関する法律第 4 条第 1 項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	
		19	民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設

地方税法第 701 条の 41(続き)

	項 号	区 分	資産 割	従業 者割	具 体 例
用途 による 特例	2	心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 6 号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給に係る施設又は設備に係るものに限る。）	$\frac{1}{2}$		常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く）の数と重度心身障害者である短時間労働者（以下この項において「短時間労働重度心身障害者」という。）の数の 2 分の 1 を乗じて得た数を加算した数が 10 以上であり、かつ、常時雇用する労働者の総数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く）の数（当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働精神障害者の数に 2 分の 1 を乗じて得た数を加算した数の割合が 2 分の 1 以上であるもの

地方税法附則第 33 条

	項 号	区 分	資産 割	従業 者割	適 用 期 限
用途による特例	1	沖縄振興特別措置法の規定による観光地形成促進地域において設置される観光関連施設の用に供する施設のうち一定のもの	$\frac{1}{2}$		(法人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日の属する年分 (適用期限：R 7. 3月末)
	2	沖縄振興特別措置法の規定による情報通信産業振興地域において設置される情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設のうち一定のもの	$\frac{1}{2}$		(法人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日の属する年分 (適用期限：R 7. 3月末)
	3	沖縄振興特別措置法の規定による産業高度化・事業革新促進地域において設置される産業の事業の用に供する施設のうち一定のもの	$\frac{1}{2}$		(法人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日の属する年分 (適用期限：R 7. 3月末)
	4	沖縄振興特別措置法の規定による国際物流拠点産業集積地域において設置される物流等の事業の用に供する施設のうち一定のもの	$\frac{1}{2}$		(法人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日の属する年分 (適用期限：R 7. 3月末)
	5	特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で一定のもの ※平成 31 年 4 月 1 日以降に終了する事業年度分の法人の事業、及び平成 31 年以降の年分の個人の事業に対して、対象業に菓子、パスタ、砂糖製造業を追加する。	$\frac{1}{4}$		(法人) 令和 6 年 3 月 31 日までに終了する事業年度分まで (個人) 令和 5 年分まで

地方税法附則第 33 条(続き)

	項 号	区 分	資産 割	従業 者割	適 用 期 限
用途による特例	6	平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業の用に供する施設	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$	(法人) 当該事業者が補助開始日の属する事業年度から当該政府の補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで (個人) 当該事業者が補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなった日の属する年の前の年分まで

問 16 次のような倉庫は、どのように取り扱われますか。

- (1) 1 棟の倉庫を一定期間、倉庫業者より賃借し、専用する場合
- (2) 1 棟の倉庫のうち特定の数室又は 1 室の特定部分を一定期間倉庫業者より賃借し、専用する場合
- (3) 製品 1 個又は 1 ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

答 課税標準の特例の対象となる倉庫は、倉庫業者(倉庫業法第 7 条第 1 項に規定される倉庫業者)がその本来の事業の用に供するものとされており、倉庫業者以外の者が自家用倉庫として使用しているものは特例の対象とはなりません。

なお、当該倉庫が倉庫業者の事業所等であるかどうかの判定は、寄託された物品等の保管責任の所在によるものとされています。

設問の場合は、次のように取り扱います。

- (1) (2) 倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫又は当該倉庫の部分等を使用している者の事業所等として取り扱います。
- (3) 倉庫業者の事業所等として取り扱います。

したがって、(1) (2) については、地方税法第 701 条の 41 第 1 項第 14 号に規定する倉庫業者の倉庫についての課税標準の特例の適用はありません。

9 減免 [地方税法第 701 条の 57、千葉市市税条例第 9 条]

本市においては、千葉市市税条例に基づいて減免措置を講じています。具体的には、次に掲げる別表 3 を御覧ください。

別表 3 減免対象施設等一覧表

※ 減免の申請にあたっては、納期限（法第 701 条の 46 第 1 項又は法第 701 条の 47 第 1 項に規定する申告納付期限をいう。）までに、市長が定める事項を記載した申請書にその事由を証明する書類（平面図、許可証、証明書等の写し等）を添付して提出してください。**なお、証明書類の添付は、毎回の申告ごとをお願いします。**

千葉市市税条例施行規則 別表第 5

区 分	減免の対象となる施設等		減免の割合	
条例第 9 条第 1 項第 1 号に該当する場合	事業所用家屋について天災その他の災害により被害を受けた場合で事業所税の納付が著しく困難であると認められる者		市長が適当と認める割合	
条例第 9 条第 1 項第 3 号に該当する場合	1 学術文化の振興等に特に寄与するものと認められる施設	(1) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条第 1 項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の 2 分の 1 に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	資産割の 2 分の 1 及び従業者割の 2 分の 1	
		(2) 法第 72 条の 2 第 8 項第 28 号に規定する演劇興行業の用に供する施設(以下「劇場等」という。)	ア その振興につき、国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの	資産割の 2 分の 1
		イ 前ア以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積以上であるもの	当該舞台等に係る資産割の 2 分の 1	
		(3) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 99 条の規定による指定自動車教習所	資産割の 2 分の 1 及び従業者割の 2 分の 1	

千葉市市税条例施行規則 別表第5（続き）

区分	減免の対象となる施設等		減免の割合
条例第9条第1項第3号に該当する場合	1 学術文化の振興等に特に寄与するものと認められる施設	(4) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設(当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。)	資産割の当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数に2を乗じて得た数に対する当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数の割合(以下「バス事業に係る減免割合」という。)及び従業者割のバス事業に係る減免割合
	2 中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設	(1) 酒税法(昭和28年法律第6号)第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1
(2) 法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシー台数が250台以下であるもの		資産割及び従業者割を免除	
(3) 旧中小企業振興事業団法(昭和42年法律第56号)の施行前において同法附則第13条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの		資産割及び従業者割を免除	
(4) 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設		資産割及び従業者割を免除	
(5) 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。)		資産割及び従業者割を免除	
(6) 果実飲料の日本農林規格(平成10年農林水産省告示第1075号)第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格(昭和49年農林省告示第567号)第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る。)		資産割の2分の1	

千葉市市税条例施行規則 別表第5 (続き)

区 分	減免の対象となる施設等		減免の割合
<p>条例第9条第1項第3号に該当する場合</p>	<p>2 中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設</p>	<p>(7) 法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万平方メートル未満であるもの</p>	<p>資産割及び従業者割を免除</p>
	<p>3 その事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とするもの</p>	<p>(1) ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者の事務所又は事業所</p> <p>(2) 列車内において食堂及び売店の事業を行う者の事務所又は事業所</p> <p>(3) 古紙の回収の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設</p> <p>(4) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設</p> <p>(5) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設</p> <p>(6) ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者(ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。)並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管(織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。)の用に供する施設</p> <p>(7) 野菜又は果実(梅に限る。)のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設</p>	<p>従業者割(ビルの室内清掃、設備管理等に直接従事する者に係るものに限る。)を免除</p> <p>従業者割(列車内において食堂及び売店の事業に直接従事する者に係るものに限る。)の2分の1</p> <p>資産割の2分の1</p> <p>資産割の2分の1</p> <p>資産割の2分の1</p> <p>資産割の2分の1</p> <p>資産割の4分の3</p>

千葉市市税条例施行規則 別表第5（続き）

区 分	減免の対象となる施設等		減免の割合
条例第9 条第1項 第3号に 該当する 場合	4 その他前 3項に掲げ る施設等と の均衡上市 長が特に減 免を必要と 認める施設		軽減又は免除

10 特殊関係者のみなし共同事業 [地方税法第 701 条の 32 第 2 項]

本人の親族、その他の特殊の関係のある個人又は同族会社などの特殊関係者を有している場合には、免税点の判定に次のような特例があります。

該当する場合には、みなし共同事業に係る明細書を提出してください。

(1) 特殊関係のみなし共同事業が適用される場合

特殊関係者の行う事業が、当該特殊関係者を有する者又はその者の他の特殊関係者が事業を行う事業所等の存する家屋内（同一家屋内）において行われている場合には、これらの特殊関係者が行っている事業を、**特殊関係者を有する者と特殊関係者の共同事業にみなします。**

同一家屋内で共同事業を行っている場合であっても、**次の要件を同時に満たす場合にはみなし共同事業の適用はありません。**[地方税法施行令第 56 条の 21 第 2 項]

- ① 特殊関係者が行っている事業が特殊関係者を有するものと思わずに行われている場合
- ② 事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合

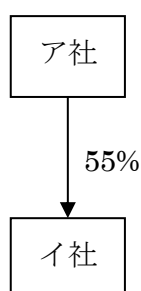
(2) 特殊関係者の範囲

特殊関係者は、次に掲げるものをいいます。[地方税法施行令第 56 の 21 条第 1 項]

- ① 特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下「判定対象者」といいます）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② ①に掲げる者以外の判定対象者の親族（6 親等以内の血族及び 3 親等以内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は、判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ③ ①②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ④ 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①及び②に掲げるものを除く）及びその者と①～③のいずれかに該当する関係がある個人
- ⑤ 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人
- ⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ⑦ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①～④に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

同族会社とは、株主等の 3 人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の出資の金額の合計額が、その会社の発行済株式の総数又は出資金額の 100 分の 50 を超える数に該当する会社をいいます。[法人税法第 2 条第 10 号]

※ ⑤の規定は個人に限られます。このため、下の図のケースにおいて、ア社は⑥の規定により、特殊関係者を有する者（特殊関係者はイ社）となりますが、イ社は特殊関係者を有するものとはなりません。



(3) 特殊関係者のみなし共同事業が適用された場合の免税点の判定[地方税法施行令第 56 条の 75]

① 特殊関係者を有するもの

特殊関係者を有する者は、免税点の判定の際に共同事業とみなされた事業を単独で行うものとみなされますので、免税点の判定は、共同事業とみなされた事業所等に係る事業所床面積及び従業者数と、自己の事業所床面積及び従業者数の合算で免税点判定を行います。

② 特殊関係者（その者が特殊関係者を有する者とならない場合に限る）

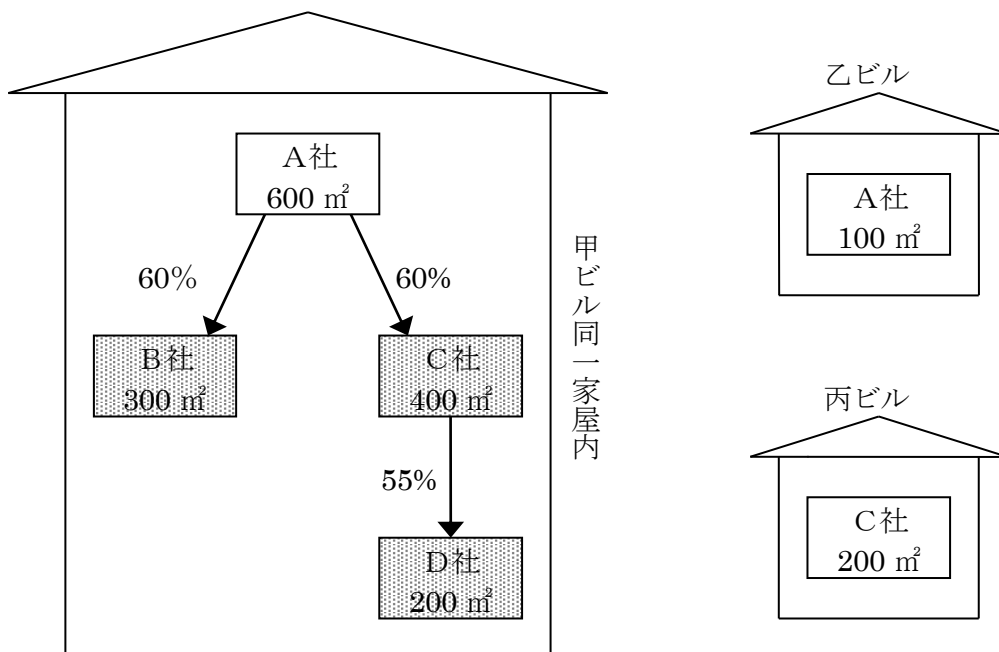
特殊関係者においては、自己の事業所等に係る事業所床面積又は従業者数だけで判定することになります。

※ このように特殊関係者を有する者の免税点の判定について、特別の規定が設けられているのは、事業を分割又は系列化した場合において、経営形態が異なるという理由のみによって税負担に不均衡が生じないようにしたものです。

(4) 特殊関係者のみなし共同事業の課税標準

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされた事業がある場合でも、特殊関係者を有する者及び特殊関係者の課税標準の算定においては、**それぞれの者の事業所床面積又は従業者給与総額だけが課税の対象となり、通常の場合と同じになります。**

〈例〉 B社、C社、D社は同族会社である。次の場合の、各社の免税点判定、及び課税標準はどのようになりますか。



- A社を判定対象者とした場合、B社及びC社は、判定対象者（A）を判定の基礎として同族会社に該当する会社となる。従って、A社は特殊関係者を有する者となり、B社とC社が特殊関係者となります。
- B社を判定対象者とした場合、C社及びD社は、判定対象者（B）が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主（A）（これらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（C）を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社となる。従って、B社は特殊関係者を有する者となり、C社とD社が特殊関係者となります。
- C社を判定対象者とした場合、D社は、判定対象者（C）を基礎として同族会社に該当する会社となり、また、B社は、判定対象者（C）が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主（A）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社になる。従って、C社は特殊関係者を有する者となり、B社とD社が特殊関係者となります。
- D社を判定対象者とした場合、上記の特殊関係者の範囲に該当するものではなく、共同事業とみなされるものではありません。

判定対象者	免税点の判定	課税標準
A社	$A（甲ビル） + A（乙ビル） + B + C（甲ビル） = 1,400 \text{ m}^2$	700 m^2
B社	$B + C（甲ビル） + D = 900 \text{ m}^2$	—
C社	$C（甲ビル） + C（丙ビル） + B + D = 1,100 \text{ m}^2$	600 m^2
D社	$D = 200 \text{ m}^2$	—

1 1 申告納付期限

事業所税の徴収については、**申告納付の方法で行われます**。[地方税法第 701 条の 45]

(1) 法人の納税義務者の場合 [地方税法第 701 条の 46 第 1 項]

各事業年度終了の日から **2 月以内**に、その事業年度の事業に係る事業所税の申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければなりません。

(2) 個人の納税義務者の場合 [地方税法第 701 条の 47 第 1 項]

翌年 3 月 15 日までに、個人に係る課税期間の事業に係る事業所税の申告書を市長に提出するとともに、その税額を納付しなければなりません。ただし、年の中途に置いて事業を廃止した場合は、その事業の廃止の日から 1 月以内が申告納付期限となります。

・ 申告先

〒 2 6 4 - 8 5 8 2
千葉県若葉区桜木北 2 - 1 - 1 (若葉区役所内)
東部市税事務所 法人課 (事業所税担当)

・ 納付先

納付書に記載されている指定の金融機関

郵送による申告で控等の返送を希望される場合は、お手数ですが**必ず返信用の封筒と切手を同封して下さい**。

また、本市において、初めて事業所税の申告をされる場合、又は新たに事業所等を開設する場合は、お手数ですが、当該事業所等の図面の写しを提出していただいております。その際、非課税適用部分、特例適用部分等の確認を行いますので、当該部分を色鉛筆・蛍光ペン等で塗り分けするなど明示して頂きますようお願いいたします。

12 その他の申告 [地方税法第701条の52、千葉市市税条例第44条の2、3]

次のような場合、千葉市市税条例によりそれぞれ申告していただくことになっています。

(1) 事業に係る事業所税の申告

免税点以下であることにより納付すべき事業に係る事業所税額がない場合でも、次のような場合は、事業年度終了後**2月以内（個人については翌年3月15日まで）**に事業に係る事業所税の申告をしてください。[千葉市市税条例第44条の2第1項]

〈ア〉前事業年度又は前年に事業所税額があった場合

〈イ〉事業所床面積が800㎡、又は従業者数が80人を超える場合

(2) 賦課徴収に関する申告

〈ア〉事業所等新設廃止申告書

市内において事業所等を新設し、又は廃止した場合は、**当該新設又は廃止の日から1月以内**に必要な事項を記載した申告書を市長に提出してください。[千葉市市税条例第44条の3第1項]

〈イ〉事業所用家屋貸付等申告書

事業に係る事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付をする場合は、新たに貸付をすることとなった事業所用家屋に関し、**当該貸付をした日から1月以内**に必要な事項を記載した申告書を市長に提出してください。[千葉市市税条例第44条の3第2項]

〈ウ〉ア、イの申告書を提出した後、その申告した事項に異動が生じた場合には、**その異動が生じた日から1月以内**にその旨、その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出してください。

[千葉市市税条例第44条の3第3項]

Ⅲ その他

1 決定・期限後の申告

申告期限までに申告書の提出がない場合は、市長は自らの調査した結果によって、申告すべき課税標準額及び税額を決定することがあります。[地方税法第 701 条の 58 第 2 項]

ただし、申告期限後であっても、決定の通知があるまでは申告納付することが出来ます。

[地方税法第 701 条の 49 第 1 項]

2 修正申告・更正の請求・更正

申告した税額又は、更正・決定を受けた税額が過少である場合には、遅滞なく修正申告書を提出するとともに、不足額を納付してください。[地方税法第 701 条の 49 第 2 項]

また、申告した税額が過大である場合には、申告納付期限より 5 年以内に限り更正の請求をすることが出来ます。**(※減額の修正申告は認められません)** [地方税法第 20 条の 9 の 3 第 1 項]

なお、市長は、申告された課税標準額及び税額又は更正・決定をした課税標準額及び税額を、調査によって更正することがあります。[地方税法第 701 条の 58 第 1 項、第 3 項]

3 加算金

(1) 過少申告加算金

期限内に申告書を提出した場合でその後、当該申告税額が過少であるため市長が更正したとき、又は修正申告書を提出したときは、**更正又は修正申告により増加する税額の 10%相当額の過少申告加算金が課されます。** [地方税法第 701 条の 61 第 1 項]

(2) 不申告加算金

次の場合、**納付すべき税額の 15%相当額の不申告加算金が課されます。**

〈ア〉期限後に申告書を提出した場合、又は市長が決定をした場合

〈イ〉期限後に申告書を提出した場合において、その後修正申告書の提出があった場合、又は市長が更正した場合

〈ウ〉市長が税額等を決定した場合において、その後修正申告書の提出があった場合、又は市長が更正した場合

※ただし、期限後に申告書の提出があった場合、又は修正申告書の提出があった場合は、それらの申告が市長による更正・決定のあることを予知してなされた場合を除き、5%相当額となります。

[地方税法第 701 条の 61 第 2 項、第 3 項]

(3) 重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それらが課税標準額の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又仮装したことに基づくものであるときは、**過少申告金に代えて 35%、不申告加算金に代えて 40%の重加算金がそれぞれ課されます。**

[地方税法第 701 条の 62]

※短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告の提出等を行った場合、加算金の割合に 10%加算する場合があります。

4 延滞金 [地方税法第 701 条の 60]

(1) 計算方法

申告納付期限後に税額を納付する場合は、**納付すべき税額に申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6%の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。**

ただし、上記の期間のうち、次の区分に応じた期間については、下記の計算方法により算出してください。

税額に、年 14.6%を上限として延滞金特例基準割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に 1%を加算した割合）に 7.3%を加算した割合を乗じて計算した金額がかかります。ただし、次の〈ア〉から〈ウ〉の期間については、年 7.3%を上限として、延滞金特例基準割合に 1%を加算した割合を乗じ計算した金額となります。

なお、令和 3 年 1 月 1 日以後、延滞金特例基準割合は財務大臣が告示する平均貸付割合（日本銀行が公表する前々年 9 月から前年 8 月における「国内銀行の貸付約定平均金利（新規・短期）」の平均）に 1%を加算した割合とされています。

- 〈ア〉 申告納付期限までに提出した申告書に係る税額の場合
→申告納付期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間
- 〈イ〉 申告納付期限後に提出した申告書に係る税額の場合
→申告書を提出した日までの期間、又はその日の翌日から 1 月を経過するまでの期間
- 〈ウ〉 修正申告書に係る税額の場合
→修正申告書を提出した日までの期間、又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

(2) 端数金額の取扱い

延滞金を計算する場合、税額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。また、計算した延滞金に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

(3) 納付を要しない場合

税額が 2,000 円未満の場合、又は計算した延滞金が 1,000 円未満の場合は、延滞金を納める必要がありません。

5 事業所税の税務調査

事業所税は、納税者の方が、自ら法令の定めるところに従って課税標準及び税額を確定する申告納付によることとなっています。

この課税手続きが円滑に機能するとともに、適正・公平な課税を実現するため、本市においては、随時、実地調査を実施しております。

調査時には、職員から、建築図面、申告数値の明細資料の提出等をお願いすることがありますのでご協力をお願いします。

なお、実地調査に伺う職員は徴税吏員証を携帯しておりますので、必要の際はご確認ください。

[地方税法 第 701 条の 35 第 3 項]。

IV 事業所税申告書の記載例

事業所税申告書の記載要領について、次の具体例を用いて説明します。

千葉ちはな株式会社は3月決算法人で、令和5年3月31日決算期末の事業所床面積及び同期中に支払われた従業員給与総額の状況は次のとおりである。

(1) 本店 〈所在地〉 千葉市中央区千葉港1番1号

①事業所床面積 (内訳)

専用床面積 3,460.00 m²

本店は貸しビル(千葉ビル、延べ床面積 12,190.00 m²)に入居している。

当該貸しビルには他にA社、B社及びC社が、それぞれ2,300.00 m²ずつ専用しており、これらの専用部分に係る共用部分の床面積は1,830.00 m²である。

専用床面積のうち、社員食堂として、214.00 m²を使用している。

②従業員給与総額等

給与の支払いは、毎月1日から末日までの分を翌月の15日に支払っている。

総従業員 (213人) 745,830,020円

65歳以上の従業員 (6人) 18,633,100円

65歳以上の従業員のうち1人(月給 200,000円)は令和4年10月31日に65歳以上に該当することになった。

(2) 支店

①中央支店 〈所在地〉 千葉市中央区中央3丁目10番8号

(i) 事業所床面積 795.00 m²

この支店は、令和4年8月1日に新設された。

(ii) 従業員給与総額等

総従業員 (10人) 99,707,350円

心身障害者従業員 (6人) 30,075,500円

この支店は心身障害者を多数雇用する事業所等に該当している。

②花見川支店 〈所在地〉 千葉市花見川区瑞穂1番1号

(i) 事業所床面積 1,820.00 m²

この支店は、令和4年10月10日に廃止された。

(ii) 従業員給与総額等

総従業員 (120人) 396,287,000円

(3) その他

貸しビル(千葉ビル)の所有者

千葉モリオ株式会社 〈所在地〉 千葉市中央区千葉港1番1号

第44号様式の記載

申告書の記載方法は下記のとおりです。

受付 令和 5 年 5 月 26 日 千葉市長 殿 印	※処理事項	受付	入力	検算	担当	発信年月日 通信日付印	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
						確認印					
						申告年月日		年 月 日			
(フリガナ)氏名又は名称 チバチハナカブシキガイシャ 千葉ちはな株式会社	住所 本店 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 (電話 043-●●●-△△△△)	事業種目 食品製造業 食品卸売業		資本金の額又は出資金の額 50,000 兆 十億 百万 千円		所轄 税務署名 千葉東 税務署					
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	(フリガナ)法人の代表者氏名 チバチハナ 千葉ちはな	住所 支店	〒 (電話)								
令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日までの 事業年度又は課税期間						この申告に 応答する者 の氏名 (電話 043-245-5120) 千葉 ちはな		申告書			

資産	事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積 ①	4,071.17	従業者	従業者給与総額 ⑫	1,241,824,370
	床面積	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積 ②	2,615.00		非課税に係る従業者給与総額 ⑬	47,508,600
	非課税に係る	①に係る非課税床面積 ③	214.00		控除従業者給与総額 ⑭	
	事業所床面積	②に係る非課税床面積 ④			課税標準となる従業者給与総額 (⑫ - ⑬ - ⑭) ⑮	1,194,315,000
	控除事業所	①に係る控除床面積 ⑤			従業者割額 $\left[⑮ \times \frac{0.25}{100} \right]$ ⑯	2,985,787
	床面積	②に係る控除床面積 ⑥	397.50		既に納付の確定した従業者割額 ⑰	
	課税標準と	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × $\frac{12}{12}$ ⑦	3,857.17		資産割額と従業者割額の合計額 (⑩ + ⑯) ⑱	6,076,200
	なる事業所	②に係る課税標準となる床面積 ⑧	1,293.53		既に納付の確定した事業所税額 (⑪ + ⑰) ⑲	00
	床面積	課税標準となる床面積合計 (⑦ + ⑧) ⑨	5,150.70		この申告により納付すべき事業所税額 (⑱ - ⑲) ⑳	6,076,200
	資産	資産割額 (⑨ × 600 円) ⑩	3,090,420		備考	
既に納付の確定した資産割額 ⑪			関与税理士氏名	(電話)		

第 44 号様式の記載について

- 1 この申告書は、事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）所在地の市長に 1 通提出してください。
- 2 ※印の欄は記載しないでください。
- 3 「個人番号又は法人番号」の欄には番号法に定めるマイナンバー（個人番号又は法人番号）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載してください。
- 4 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者が記名してください。
- 5 「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地及び千葉市の区域内の事業所等が支店の場合は主たる支店の所在地を併記してください。
- 6 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。
 なお、2 以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し主たる事業に○印を付してください。
- 7 「資本金の額又は出資金の額」の欄は、期末現在における資本の金額又は出資金額を記載します。
- 8 「事業所税の 申告書」は、次のように記載します。
 - (1) 法第 701 条の 46 又は法第 701 条の 47 の申告の場合は、記載しないでください。
 - (2) 法第 701 条の 49 の申告の場合は、「修正」と記載します。
- 9 ①及び②の欄は、別表 1（事業所等明細書）の「1 算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載します。
- 10 ③及び④の欄は、別表 2（非課税明細書）の⑦の合計（事業所等が 2 以上の場合はこれらの合計とします。）で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 11 ⑤及び⑥の欄は、別表 3（課税標準の特例明細書）の⑧の合計（事業所等が 2 以上の場合はこれらの合計とします。）で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載します。
- 12 ⑦の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）が 12 月に満たない場合は

$$\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$$
 (①－③－⑤)の床面積に 乗じて得た床面積の合計を記載します。
- 13 ⑧の欄は、次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する (②－④－⑥) の床面積（算定期間が 1 2 月に満たない場合は $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積とします。）にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載します。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等 ((3) を除きます。)

$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等 ((3) を除きます。)

$$\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
- 14 ⑫の欄は、別表 1 の従業者給与総額④の合計を記載します。
- 15 ⑬の欄は、別表 2 の非課税従業者給与総額⑦の合計を記載します。
- 16 ⑭の欄は、別表 3 の控除従業者給与総額⑧の合計を記載します。
- 17 ⑮の欄は、課税標準となる従業者給与総額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。
- 18 ⑯及び⑰の欄は、資産割及び従業者割の合計の税額に 100 円未満の端数が生じた場合は切り捨てて記載してください。

各項目の計算方法等について

- ① 算定期間を通じて使用された事業所床面積…事業所税申告の手引き P7 参照
 $3,460.00 \text{ m}^2 + 1,830.00 \text{ m}^2 \times (3,460.00 \text{ m}^2 \div (3,460.00 \text{ m}^2 + 2,300.00 \text{ m}^2 + 2,300.00 \text{ m}^2)) = 4,071.1776 \dots \text{ m}^2$ (本店)
- ② 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積…事業所税申告の手引き P10 参照
 795.00 m^2 (中央支店) + $1,820.00 \text{ m}^2$ (花見川支店) = $2,615.00 \text{ m}^2$
- ③ ①に係る非課税床面積…事業所税申告の手引き P21～参照
 214.00 m^2 (社員食堂)
- ⑥ ②に係る控除床面積…事業所税申告の手引き P31～参照
 $795.00 \times 1/2 = 397.50 \text{ m}^2$
- ⑦ ①に係る課税標準となる床面積…事業所税申告の手引き P3～参照
 $4,071.17$ (本店) - 214.00 (社員食堂) = $3,857.17 \text{ m}^2$
- ⑧ ②に係る課税標準となる床面積…事業所税申告の手引き P10～参照
- ・新設した事業所床面積 (中央支店)
 $(795.00 \text{ m}^2 - 397.50 \text{ m}^2) \times 7 \text{ 月 (9 月} \sim 3 \text{ 月)} \div 12 \text{ 月} = 231.875 \text{ m}^2$
 - ・廃止された事業所床面積 (花見川支店)
 $1,820.00 \text{ m}^2 \times 7 \text{ 月 (4 月} \sim 10 \text{ 月)} \div 12 \text{ 月} = 1,061.6666 \text{ m}^2$
 - ・合計
 $231.87 \text{ m}^2 + 1,061.66 \text{ m}^2 = 1,293.53 \text{ m}^2$
- ⑨ 課税標準となる床面積合計
 $\textcircled{7} 3,857.17$ (本店) + $\textcircled{8} 1,293.53$ (中央支店・花見川支店) = $5,150.70 \text{ m}^2$
- ⑩ 資産割額…事業所税申告の手引き P17 参照
 $5,150.70 \text{ m}^2$ (課税標準となる床面積合計) $\times 600 \text{ 円} = 3,090,420 \text{ 円}$

⑫ 従業者給与総額…事業所税申告の手引き P12～参照

745,830,020 円（本店）+99,707,350 円（中央支店）+396,287,000 円（花見川支店）=1,241,824,370 円

⑬ 非課税に係る従業者給与総額…事業所税申告の手引き P12～参照

・ 65 歳以上の従業者（本店）

1,000,000 円+2,000,000 円+3,000,000 円+4,000,000 円+6,233,100 円+~~※~~1,200,000 円=17,433,100 円

※について 200,000 円×6 月（10 月～3 月）=1,200,000 円

・ 障害者従業者（中央支店）

30,075,500 円

・ 合計

17,433,100 円（65 歳以上の従業者）+30,075,500 円（障害者従業者）=47,508,600 円

⑮ 課税標準となる従業者給与総額

⑫1,241,824,370 円 - ⑬47,508,600 円 - ⑭該当なし=1,194,315,~~770~~⁰⁰⁰円

⑯ 従業者割…事業所税申告の手引き P17 参照

1,194,315,000 円（課税標準となる従業者給与総額）×0.25÷100=2,985,787 円

⑰ 資産割額と従業者割額の合計額

⑩3,090,420 円 + ⑯2,985,787 円 =6,076,207 円

⑳ この申告により納付すべき事業所税額

⑰6,076,200 円 - ⑱該当なし = 6,076,200 円

第44号様式別表1の記載

別表1の記載方法は下記のとおりです。

事業所等明細書

明細区分の別		算定期間	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
1. 算定期間を通じて使用された事業所等 2. 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等				氏名又は 名称	千葉ちはな株式会社				
				個人番号又は 法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3				

※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資 産		割		従 業 者 割	
				専用床面積 ㉞	事業所床面積 (㉞+㉟) ㊿	使用した期間(年月日)	従業者数 ㊿	従業者給与総額 ㊿	
		事業所用家屋の所有者 住所・氏名		共用床面積 ㉟	事業所床面積 (㉞+㉟) ㊿	同上の月数	従業者数 ㊿	従業者給与総額 ㊿	
	①	本店	千葉市中央区千葉港1番1号	3,460.00	4,071.17	・ ・ から	213	745,830,020	人 十億 百万 千 円
	2	千葉市中央区千葉港1番1号 千葉モリオ株式会社		611.17		・ ・ まで			
	計					月			
	①				4,071.17	・ ・ から	213	745,830,020	
	2					・ ・ まで			
	計					月			
	1	中央支店	千葉市中央区中央3丁目10番8号	795.00	795.00	4・8・1 から	10	99,707,350	
	2					5・3・31 まで			
	計					7 月			
	1	花見川支店	千葉市花見川区瑞穂1番1号	1,820.00	1,820.00	4・4・1 から	120	396,287,000	
	2					4・10・10 まで			
	計					7 月			
	1				2,615.00	・ ・ から	130	495,994,350	
	2					・ ・ まで			
	計					月			
	1					・ ・ から			
	2					・ ・ まで			
	計					月			
	1					・ ・ から			
	2					・ ・ まで			
	計					月			

第四十四号様式別表一

第 44 号様式別表 1 の記載について

- 1 この明細書は、第 44 号様式の申告書に添付してください。
- 2 ※印の欄は記載しないでください。
- 3 「個人番号又は法人番号」の欄には番号法に定めるマイナンバー(個人番号又は法人番号)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載してください。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)を記載します。
- 5 「明細区分」の欄は、次により記載します。
 - (1) 1 は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2 は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいいます。また、計は、1 又は 2 のそれぞれの合計とします。
 - (2) (1) の区分に従って、該当する項目に○印を付してください。
 - (3) 記載にあたっては、まず明細区分 1 の事業所等から記載し、次に 1 の合計、そして明細区分 2 の事業所等、2 の合計の順に記載します(「専用床面積㊦」及び「共用床面積㊧」の合計は、記載する必要はありません。)
 - (4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が 1 又は 2 である場合には、上記(2)及び(3)の記載の例によらずに、「明細区分の別」の欄中の該当する数字に○印を付せば足りるものとします。
- 6 「専用床面積㊦」の欄は、期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積 1 平方メートルの 100 分の 1 未満は切り捨てます。以下同様とします。)を記載します。
- 7 「共用床面積㊧」の欄は、専用床面積に対応する第 44 号様式別表 4 の㊦の共用床面積を記載します。
- 8 「事業所床面積㊨」の欄は、「専用床面積㊦」と「共用床面積㊧」の合計を記載します。

なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載すれば足りるものとします。
- 9 「使用した期間」及び「同上の月数」の欄は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものである場合は、記載する必要はありません。
- 10 「同上の月数」の欄は、次のように記載します。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等((3)を除きます)

当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等((3)を除きます)

当該算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数
- 11 「従業者数㊩」の欄は、期末又は廃止の日現在における従業者数(地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号において従業者から除かれる者を含みます。)を記載します。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に 2 を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月の末日現在における従業者数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載します。

なお、この場合は各月の末日現在の従業者数の明細を添付してください。
- 12 「従業者給与総額㊪」の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載します。

第 4 4 号様式別表 2 の記載

別表 2 の記載方法は下記のとおりです。

非 課 税 明 細 書

算定期間		令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで		※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
				氏名又は 個人番号又は 法人番号	千葉ちはな株式会社				1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
※	事業所等の名称	本店		事業所等の所在地	千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉ビル				
非 課 税 の 内 訳				※	資 産 割 非 課 税 床 面 積 ㊦	従 業 者 割 非 課 税 従 業 者 数 ㊧		非 課 税 従 業 者 給 与 総 額 ㊨	
法 第 701 条 の 34 第 3 項 第 26 号 該 当					214.00				
法 第 701 条 の 34 第 項 第 号 該 当									
法 第 701 条 の 34 第 項 第 号 該 当									
障 害 者 ・ 65 歳 以 上 の 従 業 者						6	17,433,100		
合 計					214.00	6	17,433,100		
※	事業所等の名称	中央支店		事業所等の所在地	千葉市中央区中央 3 丁目 1 0 番 8 号				
非 課 税 の 内 訳				※	資 産 割 非 課 税 床 面 積 ㊦	従 業 者 割 非 課 税 従 業 者 数 ㊧		非 課 税 従 業 者 給 与 総 額 ㊨	
法 第 701 条 の 34 第 項 第 号 該 当									
法 第 701 条 の 34 第 項 第 号 該 当									
法 第 701 条 の 34 第 項 第 号 該 当									
障 害 者 ・ 歳 以 上 の 従 業 者						6	30,075,500		
合 計						6	30,075,500		
非 課 税 事 業 所 床 面 積 等 の 合 計					214.00	12	47,508,600		

第十四号様式別表二

第 44 号様式別表 2 の記載について

- 1 この明細書は、地方税法（以下「法」といいます。）第 701 条の 34 の規定の適用がある場合（法 701 条の 31 第 1 項第 5 号において従業者から除かれる者がある場合を含みます。）に第 44 号様式の申告書に添付してください。
- 2 ※印の欄は記載しないでください。
- 3 「個人番号又は法人番号」の欄には番号法に定めるマイナンバー（個人番号又は法人番号）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載してください。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）を記載します。
- 5 ㉞の欄は、当該項目ごとにそれぞれの床面積（1 平方メートルの 100 分の 1 未満は切り捨てます。）を記載します。ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合（別表 4 の共用部分の計算書が添付される場合）は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税床面積については記載しないでください。
- 6 ㉟の欄は、期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数（法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号において従業者から除かれる者を含みます。）を該当項目ごとに記載します。
- 7 ㊱の欄は、算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載します。

第 4 4 号様式別表 3 の記載

別表 3 の記載方法は下記のとおりです。

課税標準の特例明細書

算定期間	令和 4 年 4 月 1 日から	※ 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分								
	令和 5 年 3 月 3 日まで	処理事項												
		氏名又は個人番号又は法人番号	千葉ちはな株式会社											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

第四十四号様式別表三

※		事業所等の名称	中央支店		事業所等の所在地	千葉市中央区中央3丁目10番8号							
課税標準の特例内訳		資 産 割		従 業 者 割									
※		課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㊲	控除割合 ㉟	控除従業者給与総額 (㊲×㉟) ㊳						
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円				
法第701条の41第2項第号該当		795.00	1/2	397.50									
法第701条の41第項第号該当													
	雇用改善助成対象者									1/2			
合 計		795.00		397.50									
※		事業所等の名称			事業所等の所在地								
課税標準の特例内訳		資 産 割		従 業 者 割									
※		課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㊲	控除割合 ㉟	控除従業者給与総額 (㊲×㉟) ㊳						
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円				
法第701条の41第項第号該当													
法第701条の41第項第号該当													
	雇用改善助成対象者									1/2			
合 計													
控 除 事 業 所 床 面 積 の 合 計				397.50	控除従業者給与総額の合計								

第 44 号様式別表 3 の記載について

- 1 この明細書は、地方税法（以下「法」といいます。）第 701 条の 41 又は附則第 33 条（事業所税の課税標準の特例）の規定の適用がある場合（法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号に規定する雇用改善助成対象者があある場合を含みます。）に第 44 号様式の申告書に添付してください。
- 2 ※印の欄は記載しないでください。
- 3 「個人番号又は法人番号」の欄には番号法に定めるマイナンバー（個人番号又は法人番号）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載してください。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）を記載します。
- 5 ㊦の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（㊦の控除割合による控除前の床面積を 1 平方メートルの 100 分の 1 未満を切り捨てて記載します。）を該当項目ごとにそれぞれ記載します。
なお、法第 701 条の 41 第 1 項及び第 2 項並びに附則第 33 条第 1 項から第 6 項までの規定のうち 2 以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㊦の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載します。
- 6 ㊧の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額（㊧の控除割合による控除前の給与等の額）を該当項目ごとにそれぞれ記載します。

第44号様式別表4の記載

別表4の記載方法は下記のとおりです。

共用部分の計算書

算定期間		令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで		※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分								
				氏名又は称	千葉ちはな株式会社												
				個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
※	事業所等の名称	本店	事業所等の所在地	千葉市中央区千葉港1番1号													
	専用部分の延べ面積 ①	10,360.00	③ の 内 訳 ⑦														
	①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②	3,460.00	消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 ⑦														
	非課税に係る共用床面積 ③		防 災 に 関 す る 設 備 等	全 部 が 非 課 税 と な る 共 用 床 面 積 ①													
	③以外 ④の共用床面積 ④	1,830.00		2 分 の 1 が 非 課 税 と な る 共 用 床 面 積 ⑧ ^(×1/2)													
	共用床面積の合計 (③+④) ⑤	1,830.00	⑦ ~ ⑧ 以 外 の 非 課 税 に 係 る 共 用 床 面 積 ⑨														
	事業所床面積となる共用床面積 $④ \times \frac{②}{①}$ ⑥	611.17	合 計 (⑦ ~ ⑨) ⑩														
※	事業所等の名称		事業所等の所在地														
	専用部分の延べ面積 ①		③ の 内 訳 ⑦														
	①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②		消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 ⑦														
	非課税に係る共用床面積 ③		防 災 に 関 す る 設 備 等	全 部 が 非 課 税 と な る 共 用 床 面 積 ①													
	③以外 ④の共用床面積 ④			2 分 の 1 が 非 課 税 と な る 共 用 床 面 積 ⑧ ^(×1/2)													
	共用床面積の合計 (③+④) ⑤		⑦ ~ ⑧ 以 外 の 非 課 税 に 係 る 共 用 床 面 積 ⑨														
	事業所床面積となる共用床面積 $\left[④ \times \frac{②}{①} \right]$ ⑥		合 計 (⑦ ~ ⑨) ⑩														

第四十四号様式別表四

第 44 号様式別表 4 の記載について

1 この計算書は、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分（以下「事業所部分」といいます。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」といいます。）がある場合に第 44 号様式別表 1 に添付してください。

したがって、一の事業所等が家屋全体を専用している場合又は家屋の一部を専用しているが共用部分がない場合は、添付の必要はありません。

2 ※印の欄は記載しないでください。

3 「個人番号又は法人番号」の欄には番号法に定めるマイナンバー（個人番号又は法人番号）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載してください。

4 ①の欄は、共用部分以外の部分（以下「専用部分」といいます。）で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積（1 平方メートルの 100 分の 1 未満は切り捨てます。以下同様とします。）を記載します。

5 ②の欄は、①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積（以下「専用床面積」といいます。）を記載します。

なお、この専用床面積は、第 44 号様式別表 1 の「専用床面積㉞」の欄と一致するものとします。

6 ③の欄は、㉞の欄の数値を記載します。

7 ⑦の欄は、次により記載します。ただし、㉞、㉟及び㊱の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載します。

(1) ㉞の欄は、共用部分の床面積（以下「共用床面積」といいます。）のうち、地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第 56 条の 43 第 2 項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載します。

(2) ㉟の欄は、共用床面積のうち政令第 56 条の 43 第 3 項第 1 号イ、第 4 号及び第 5 号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載します。

(3) ㊱の欄は、共用床面積のうち政令第 56 条の 43 第 3 項第 1 号ロ、第 2 号、第 3 号及び第 5 号ロに掲げる設備等に係る床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積を記載します。

(4) ㊲の欄は、共用床面積のうち、㉞、㉟及び㊱以外の非課税に係る共用床面積を記載します。

(5) ㉞～㊲に記載がある場合は、別表 2 に乗じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。

障害者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書の記載

記載方法は下記のとおりです。

障害者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書					算定期間		令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで		氏名又は 名称		千葉ちはな株式会社	
事業所等の名称		本店			事業所等の名称		中央支店					
事業所等の所在地		千葉市中央区千葉港1番1号			事業所等の所在地		千葉市中央区中央3丁目10番8号					
該当者氏名	当該区分	左記に該当になった日	非課税又は特例対象期間	左の期間の給与等の額	該当者氏名	当該区分	左記に該当になった日	非課税又は特例対象期間	左の期間の給与等の額			
千葉一	障(65)雇	平成31.1.1	令和4.4.1から 令和5.3.31まで	1 000 000 円	千葉七	障(65)雇	平成30.1.1	令和4.4.1から 令和5.3.31まで	5 000 000 円			
千葉二	障(65)雇	平成31.1.2	令和4.4.1から 令和5.3.31まで	2 000 000 円	千葉八	障(65)雇	平成30.1.2	令和4.4.1から 令和5.3.31まで	5 000 000 円			
千葉三	障(65)雇	平成31.1.3	令和4.4.1から 令和5.3.31まで	3 000 000 円	千葉九	障(65)雇	平成31.1.3	令和4.4.1から 令和5.3.31まで	5 000 000 円			
千葉四	障(65)雇	令和2.1.4	令和4.4.1から 令和5.3.31まで	4 000 000 円	千葉十	障(65)雇	令和2.1.4	令和4.4.1から 令和5.3.31まで	5 000 000 円			
千葉五	障(65)雇	令和3.1.5	令和4.4.1から 令和5.3.31まで	6 233 100 円	千葉十一	障(65)雇	令和3.1.5	令和4.4.1から 令和5.3.31まで	5 000 000 円			
千葉六	障(65)雇	令和4.10.31	令和4.10.1から 令和5.3.31まで	1 200 000 円	千葉十二	障(65)雇	令和4.1.6	令和4.4.1から 令和5.3.31まで	5 075 500 円			
	障(65)雇	・	・	円		障(65)雇	・	・	円			
	障(65)雇	・	・	円		障(65)雇	・	・	円			
	障(65)雇	・	・	円		障(65)雇	・	・	円			
	障(65)雇	・	・	円		障(65)雇	・	・	円			
計(障害者・65歳以上の従業員)			① 人	② 円	計(障害者・65歳以上の従業員)			⑤ 人	⑥ 円			
			6	17 433 100				6	30 075 500			
計(雇用改善助成対象者)			③ 人	④ 円	計(雇用改善助成対象者)			⑦ 人	⑧ 円			

＜みなし共同事業に係る明細書 記載例＞

- ・事業所税の申告者：千葉ちはな株式会社
- ・みなし共同事業に係る事業所の所在地：千葉市中央区千葉港1番1号

千葉ちはな(株) (特殊関係者を有する者)
事業所床面積：700㎡ 従業員数：80人
□□不動産(株) (特殊関係者)
事業所床面積：500㎡ 従業員数：30人

みなし共同事業に係る明細書の記載について

- この明細書は、地方税法第701条の32第2項の規定により、共同事業とみなされる事業を行う場合に特殊関係者を有する方の免税点の判定を行うため、提出してください。
- 明細書の各項目は、申告者の課税標準の算定期間の末日現在の状況によって記載し、事業所税申告書(第44号様式)に添付してください。
- 明細書は、みなし共同事業の対象となる事業所用家屋ごとに作成してください。
- 「所在地」の欄には「みなし共同事業」に該当する建物の所在地を記載してください。
- 「氏名又は名称」の欄の1段目に、「特殊関係者を有する者」を(例では、千葉ちはな(株。))、2段目以降には、「千葉ちはな(株)」の「特殊関係者」を記載してください。
- 「住所又は所在地」の欄には、市内の主たる事業所等の所在地を記載してください。
- 「法人の代表者氏名」の欄には、法人の業務を主宰する方の氏名を記載してください。
- 「事業所床面積」の欄には、非課税に係る事業所床面積を除いた事業所床面積を記載してください。
- 「従業者数」の欄には、非課税に係る従業者、役員以外の高齢者及び役員以外の障害者を除いた従業者数を記載してください。

みなし共同事業に係る明細書の記載

記載方法は下記の通りです。

年 月 日現在

みなし共同事業に係る明細書							
(1)	みなし共同事業に係る事業所税等の所在地及び事業所床面積等	所在地	千葉市中央区千葉港1番1号		事業所床面積 (2)の合計	1200 00 m ²	
		ビル名	〇〇ビル		従業者数 (2)の合計	110 人	
(2)	みなし共同事業に係る共同事業者	氏名又は名称	千葉ちはな株式会社	法人の代表者氏名	■■■■	事業所床面積	700 00 m ²
		住所又は所在地	千葉市中央区千葉港1番1号		(電話 043-〇〇〇-#####)	従業者数	80 人
	氏名又は名称	□□不動産株式会社	法人の代表者氏名	△△△△	事業所床面積	500 00 m ²	
	住所又は所在地	千葉市若葉区桜木北2丁目1番1号		(電話 043-#####-****)	従業者数	30 人	
	氏名又は名称		法人の代表者氏名		事業所床面積	m ²	
	住所又は所在地			(電話)	従業者数	人	
	氏名又は名称		法人の代表者氏名		事業所床面積	m ²	
	住所又は所在地			(電話)	従業者数	人	
	氏名又は名称		法人の代表者氏名		事業所床面積	m ²	
	住所又は所在地			(電話)	従業者数	人	

※ この明細書は、地方税法第701条の32第2項の規定により、共同事業とみなされる事業を行う場合に提出して下さい。